

令和6年3月11日  
(月曜日)

令和6年 第2回幌延町議会 (定例会)  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第1号 専決処分の報告について  
(留目橋橋梁補修工事契約の変更)
- 6 議案第1号 幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第2号 幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第3号 令和5年度幌延町一般会計補正予算(第8号)
- 9 議案第4号 令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 10 議案第5号 令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第5号)
- 11 議案第6号 令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 12 議案第7号 令和5年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第8号 令和5年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 14 令和6年度 町政執行方針  
令和6年度 教育行政執行方針
- 15 議案第9号 幌延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第10号 幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第11号 幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第12号 幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第13号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第14号 幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第15号 幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第16号 幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 23 議案第17号 幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第18号 幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第19号 幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第20号 令和6年度幌延町一般会計予算
- 27 議案第21号 令和6年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第22号 令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算
- 29 議案第23号 令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 30 議案第24号 令和6年度幌延町介護保険特別会計予算
- 31 議案第25号 令和6年度幌延町簡易水道事業会計予算
- 32 議案第26号 令和6年度幌延町下水道事業会計予算  
(予算審査特別委員会設置、審査付託)  
(散 会 宣 告)

本日の会議の順序

	開会宣告及び開議宣告	日 程 第 1 5	議 案 第 9 号
		” 1 6	議 案 第 1 0 号
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	” 1 7	議 案 第 1 1 号
		” 1 8	議 案 第 1 2 号
” 2	会 期 の 決 定	” 1 9	議 案 第 1 3 号
” 3	諸 般 の 報 告	” 2 0	議 案 第 1 4 号
” 4	行 政 報 告	” 2 1	議 案 第 1 5 号
” 5	報 告 第 1 号	” 2 2	議 案 第 1 6 号
” 6	議 案 第 1 号	” 2 3	議 案 第 1 7 号
” 7	議 案 第 2 号	” 2 4	議 案 第 1 8 号
” 8	議 案 第 3 号	” 2 5	議 案 第 1 9 号
” 9	議 案 第 4 号	” 2 6	議 案 第 2 0 号
	休 憩 宣 告	” 2 7	議 案 第 2 1 号
	開 議 宣 告	” 2 8	議 案 第 2 2 号
日 程 第 1 0	議 案 第 5 号	” 2 9	議 案 第 2 3 号
” 1 1	議 案 第 6 号	” 3 0	議 案 第 2 4 号
” 1 2	議 案 第 7 号	” 3 1	議 案 第 2 5 号
” 1 3	議 案 第 8 号	” 3 2	議 案 第 2 6 号
	休 憩 宣 告		(予算審査特別委員会設置)
	開 議 宣 告		散 会 宣 告
日 程 第 1 4	令和6年度町政執行方針		
	令和6年度教育行政執行方針		
	休 憩 宣 告		
	開 議 宣 告		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕	之
	1 番	高 橋 秀	明
	2 番	佐 藤 忠	志
	3 番	深 澤 博	幸
	4 番	高 橋 秀	之
	5 番	植 村	敦
	6 番	無量谷	隆
	7 番	齋 賀 弘	孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小島 和博
代表監査委員	成田 義弘

副 町 長	岩川 実樹
教 育 長	青木 順一

総務企画課長	早坂 敦
総務企画課参事	山本 基継
住民生活課長	村上 貴紀
保健福祉課長	島田 幸司
産業建設課長	角山 隆一
教育次長	伊藤 一男
国民健康保険診療所事務長	古草 勝
農業委員会事務局長	(角山 隆一)
選挙管理委員会事務局長	(早坂 敦)

総務企画課長補佐	渡邊 智民
総務企画課長補佐	梶 淳
住民生活課長補佐	伊藤 崇
住民生活課長補佐	山下 智昭
産業建設課長補佐	新野 貞治
教育委員会次長補佐	田村 浩希

総務企画課総務係長	原田 太喜
保健福祉課社会福祉係長	斉藤 徹
産業建設課公園住宅係長	多田 純司
産業建設課上下水道係長	宮下 勇人
産業建設課上下水道係主査	鎌田 和巳

議会事務局出席者

事	務	局	長	岡	田	英	樹
事	務	局	次	長	藤	田	秀
主			任	横	山		薫

(10時00分開会)

議 長 西 澤 裕 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1 「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は会議規則第125条の規定に基づき、議長において4番高橋秀之君、5番植村敦君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日3月11日から13日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月11日から13日までの3日間に決定しました

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会3月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。この度の能登半島地震により、石川県を中心に多くの方々が被災され、多くの尊い命が犠牲になりました。お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。本町では、被災された方々を支援するため、日本赤十字社石川県支部を通じて、石川県内の市町村に向けて義援金100万円を2月15日に送金いたしました。また、町民一体となって応援することを目的に、2月13日から2月29日まで、公共施設のほか各事業所に御協力いただき、町内13箇所募金箱を設置して、募金活動を実施いたしました。3月に入り募金活動期間が終了しましたので、募金箱を回収し、募金総額は集計した結果、募金総額は118,218円になりました。今回の募金活動で皆様皆様からお預かりした募金の全額を町民からの義援

金義援金として、本町からの義援金同様に日本日本赤十字社石川県支部への送金手続きを進めております。御協力いただいた皆様に心からお礼申し上げます。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。以上、第2回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 青木 順一 君

幌延町議会3月定例会の開催に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

始めに、学校教育について申し上げます。

まず、児童生徒や教職員に大きな事故や怪我もなく3学期がスタートしております。新型コロナウイルスが5類に移行したとはいえ、各学校で感染予防対策を講じながら、学年末の学習のまとめや卒業式などに向けての教育活動に取り組んでおります。

また、令和5年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の「北海道教育委員会が作成する報告書」に、本町の状況等を掲載することに、幌延町教育委員会で決定したところがございます。未調査ですけれども体力・運動能力状況の一部分、一側面ではありますが、ほかの市町村と同様に北海道教育委員会報告書のHPで公表されます。町民の皆さんには、広報誌で、その状況を掲載する予定であります。更に、2月6日(火)には、幌延小学校3年生の橋本英恵さんと幌延中学校2年生の島田力輝さんに宗谷教育局局長から「北の輝き」の表彰状が直接手渡されました。本定例議会後には、各学校の卒業式が開催されます。恒例となりますが、議員の皆様のお力を願います。

学校教育の最後ですが、来年度小学校に入学する子どもたちの新1年生体験入学が行われ、現在のところ、幌延小学校には13名、間寒別小学校に2名の新1年生が入る予定であります。

次に、社会教育について申し上げます。

まず、1月5日(金)には「二十歳の集い」を開催し15名の成人が集い新しい門出を祝いました。また、積雪状態があまりよくありませんでしたが、1月20日(土)には、スキー場のオープン、更に、1月下旬には町内書初め展を開催し、1月26日は書初め展表彰式を挙行。そして、2月4日(日)にチャレンジ教室「雪と遊ぼう」を開催し、多くの親子が晴天の中、冬の遊びを楽しみました。

スポーツ少年団活動では、野球少年団が、1月17日から札幌市のつどーむで開催された、第3回札幌パイオニアライオンズクラブワールドプレミア野球大会U-12交流大会に、猿払との合同チームで出場しました。結果は、初戦敗退でした。バレーボール少年団が、1月6日に江別市で開催された、第40回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会の男子の部に幌延ジーライズが道北ブロック第1代表として出場し、結果はベスト8でした。

子ども会活動では、2月18日(日)に札幌市定山溪温泉で開催された第27回北海道子どもかるた大会に宗谷管内第2代表として、中学生の部に、幌中2年の鷹合留華さん、同じく1年の門田光環さん、早坂 樹さん、幌小6年の鷹合玲奈さんが出場し、結果はベスト8でした。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおり



でございます。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議長 西澤裕之君

以上をもって行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和5年第7回幌延町議会定例会において、工事請負契約の締結について議決いただいた令和5年度施行、留目橋橋梁補修工事について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項、及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年2月22日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額9,136万6千円を設計変更により、9,123万4千円に13万2千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました工事施行に伴い、発生するコンクリートがら等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を下回ったことによるものです。

以上、報告第1号、専決処分いたしました「工事請負契約の変更」に係る提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第6 議案第1号「幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第1号「幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の主たる改正につきましては、国が示す公営住宅管理標準条例案の改正に伴い、低所得者、高齢者及び障がい者など住宅確保において配慮が必要な方が、安心して暮らせる環境の充実を図る観点から、関連する項目について改正することに加え、敷金の賃貸借債務弁済への充当の明文化、及び不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に掛かる適用利率の変更等について、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、お配りいたしました新旧対照表を御覧ください。

2ページをお開きください。

第11条、住宅入居の手続において、従前は、入居手続に際し、入居決定者と同程度以

上の収入を有するもので、町長が必要と認める連帯保証人の連署する請書の提出を求めておりましたが、単身高齢者の増加等により、保証人を確保することが一層困難になることが懸念される状況を鑑み、低所得者、高齢者及び障がい者など、住宅確保において保証人を確保できないことが原因で、公営住宅に入居できない事態が生じることのないよう、連帯保証人を緊急時の連絡先となり得る緊急連絡人の連署する請書を提出することで足りるよう改正しようとするものです。

次に3ページをお開きください。

第14条、家賃の決定において、介護保険法に規定する認知症であるものや知的障害者福祉法に言う知的障がい者等が家賃の決定に際し、算定根拠とする収入に係る申告及び報告の請求に応じることが困難な状況にあると認める場合の収入申告義務の緩和を図ることを目的に、国が定める公営住宅法の規定により、町長が収入状況を確認できる書類の閲覧、住宅の立地条件、規模及び経過年数等を勘案の上、近傍同種の住宅の家賃以下で、当該入居者の家賃を定めることができるよう、新たに第4項を加え、関連して、第15条、収入の申告等において、家賃決定に係る収入の認定方法に、収入状況を確認できる書類の閲覧等を加えようとするものです。

次に、4ページをお開きください。

第19条、資金において、入居者が家賃を滞納するなど、賃貸借に基づく債務を履行しない場合、敷金をその債務の弁済に充てることができる旨を、同条第2項の次に第3項として新たに加えることにより明文化し、第3項改め第4項において、敷金を債務の弁済に充てた場合、還付する敷金の額については、当該金額を控除した額に改めようとするものです。

次に6ページをお開きください。

第41条、住宅の明渡請求において、不正の行為等により、入居者への住宅の明渡しを請求する際に徴収することができる金銭を算定する際に用いる利率を年5%の割合から法定利率へ改めようとするものです。その他、公営住宅管理標準条例案の改正に伴い、法律等により規定されている公営住宅入居資格の条件が緩和されるものの追加等、所要の改定を行おうとするものです。

次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、経過措置といたしまして、改正前の本条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人は、改正後の本条例第11条第1項第1号に規定する緊急連絡人とみなすこととしております。

以上、議案第1号、幌延町営住宅条例の一部を改正する条例に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

議案第2号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、子ども子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関連する町条例を改正するものであります。

それでは、配付しております新旧対照表と併せて御覧願います。

第15条及び第35条、第36条につきましては、基準条例の一部改正により、引用条項に係る規定の整理をするものであります。第23条及び第53条につきましては、特定教育、保育施設の重要事項に係る閲覧規定の追加等で、特定教育、保育施設の運営規程等の重要事項等の掲示の義務付けに、インターネットによる公衆への閲覧の義務付けを加えるとともに、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものであります。

次に附則ですが、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書で、第23条の規定は、令和6年4月1日から施行することとしています。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号「令和5年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦 君

議案第3号「令和5年度 幌延町一般会計補正予算 第8号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、普通交付税の交付額確定による増、特別交付税の交付見込額の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、地域づくり総合交付金の増、基金を取り崩して実施する予定であった各事業の精査による繰入金の減、起債対象事業の精査等による町債の減などによるものです。歳出では、基金管理事業の増、国民健康保険診療所特別会計繰出金の増、問寒別地区農業用水道施設改修事業の減、除雪業務の増、それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1 ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,823万2千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を55億8,528万9千円にしようとするものです。

第2項「第1表 歳入歳出予算補正の主な内容」について説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、10款 地方交付税1億9,008万1千円の増、14款 国庫支出金2,799万6千円の増、15款 道支出金1,585万7千円の増、17款 寄附金1,513万円の減、18款 繰入金9,924万円の減、20款 諸収入984万3千円の増、21款 町債5,620万円の減などで、歳入合計7,823万2千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款 総務費2億2,407万9千円の増、3款 民生費1,718万9千円の減、4款 衛生費850万円の減、6款 農林水産業費5,048万3千円の減、7款 商工費1,707万2千円の減、8款 土木費3,862万円の減、9款 消防費707万2千円の減、10款 教育費660万7千円の減などで、歳出合計7,823万2千円の増額補正です。

第2条 繰越明許費の補正ですが、4ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」については、まず12月定例会において繰越明許費の設定をしておりました戸籍附票システム改修業務に関し、更なる事業費の増大が見込まれることから、2款3項 戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業を706万8千円から991万7千円に補正、また、令和6年度に繰り越して使用できる経費として、6款1項 農業費の問寒別地区草地畜産基盤整備事業870万円を新たに追加する補正です。

第3条 債務負担行為の補正ですが、6ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為補正」については、12月定例会において債務負担行為の設定をしておりました令和5年度 大家畜特別支援対策事業利子補給に関し、借入金の一部を繰り上げ償還したことに伴い、限度額を121万1千円から86万6千円に補正。また、新型コロナウイルス対策資金融資利子補給事業において、令和5年度中に実施した融資に

係る令和6年度以降の利子補給額について、債務負担行為を設定する必要があるため、債務負担行為の期間を令和6年度までとし、限度額4万円を新たに追加する補正です。

第4条 地方債の補正ですが、8ページをお開きください。

「第4表 地方債補正」については、決算見込みの精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計8億9,860万円を8億4,240万円に補正するものです。地方債の限度額を補正する主なものは、ソフト事業の過疎地域持続的発展特別事業5,440万円を7,080万円に、問寒別地区農業用水道施設改修事業1億2,680万円を1億520万円に、町道幌延北進線道路改良事業1億2,540万円を1億870万円に、橋梁長寿命化改修事業1億6,330万円を1億4,180万円に、下水道施設改修事業4,080万円を2,860万円に補正するものです。以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

38ページをお開きください。

2款1項2目 自治振興費の情報通信施設運営事業では、電柱添架移設業務の事業精査等により430万8千円の減です。ふるさと応援推進事業では、ふるさと応援寄附金の減収が見込まれるため、返礼品経費等に係る決算見込みの精査により766万5千円の減です。次のページの集落支援活動運営事業では、集落支援員や集落支援分野を担当する地域おこし協力隊の活動費等に係る決算見込みの精査により328万円の減です。

42ページをお開きください。

2款1項7目 企画費のまちづくり推進事業では、今年度内に補助申請が見込まれないため300万円の減です。

44ページをお開きください。

2款1項12目 諸費の基金管理事業では、今後の地域振興対策に係る経費の財源として、ふるさと創生基金494万4千円の増、今後のエネルギー施策に係る財源として、エネルギー施策等振興基金857万円の増、翌年度以降の公共施設等の補修に係る経費の財源として、公共施設等整備基金2億5,212万5千円の増、ふるさと応援寄附金の減収に伴う精査により、ふるさと応援基金766万6千円の減などにより、2億5,784万4千円の増です。

46ページをお開きください。

3款1項1目 社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計からの国保直診運営費補助の減額等により、一般会計から国民健康保険診療所特別会計への繰出金2,218万円の増です。

48ページをお開きください。

3款1項3目 老人福祉費のこぎくら荘支援事業では、運営費に係る決算見込みの精査により1,102万円の減です。

3款1項4目 障害者福祉費の障害者福祉管理費では、障害福祉サービス給付費の決算見込みの精査により障害者介護給付・訓練等給付費958万9千円の減です。

54ページをお開きください。

6款1項2目 農業振興費では、今年度内に補助申請が見込まれないため、幌延町酪

農・肉用牛増産近代化施設整備事業1, 500万円の減、また、決算見込みの精査により、幌延町強い農業・担い手づくり支援事業で352万円の減、幌延町生乳生産拡大事業で600万円の減です。6款1項3目 畜産業費では、決算見込みの精査により、町営牧場管理費437万1千円の減、問寒別地区草地畜産基盤整備事業784万5千円の増です。

56ページをお開きください。

6款1項6目 農地開発費では、決算見込みの精査により、問寒別地区農業用水道施設改修事業2, 065万6千円の減、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業295万4千円の減です。

60ページをお開きください。

7款1項1目 商工振興費では、決算見込みの精査により、幌延町商工業振興促進事業626万2千円の減、次のページの幌延町商工業経営力強化実装支援事業で1, 001万8千円の減です。8款2項1目 道路維持費では、道路横断管修繕の事業費精査による修繕料の減があったものの、降雪量の大幅な増などにより除雪業務の不足が見込まれることによる除雪業務委託料の増により、道路維持管理費全体で1, 488万6千円の増です。

64ページをお開きください。

8款2項2目 道路新設改良費では、決算見込みの精査により、町道幌延北進線道路改良事業1, 509万6千円の減です。同じく4目 橋梁新設改良費では、決算見込みの精査により、橋梁長寿命化改修事業2, 098万6千円の減です。8款3項2目 下水道費の下水道事業会計補助金では、下水道事業会計の決算見込みの精査により、下水道事業会計への補助金1, 058万2千円の減です。

66ページをお開きください。

9款1項1目 常備消防費の北留萌消防組合負担金では、職員の退職等による決算見込みの精査により596万5千円の減です。

74ページをお開きください。

10款4項6目 体育振興費の総合スポーツ公園改修事業では、決算見込みの精査により123万2千円の減です。

次に歳入ですが、26ページをお開きください。

10款1項1目 地方交付税の普通交付税では、令和5年度分の交付決定額21億7, 862万6千円と現行予算との差額で1億5, 008万1千円の増、特別交付税は2億6千万円の交付を見込み、現行予算との差額で4千万円の増です。

28ページをお開きください。

14款1項1目 民生費国庫負担金の障害者介護給付・訓練等給付費では、障害福祉サービス給付費の決算見込みの精査により479万5千円の減です。14款2項6目 農林水産業費国庫補助金では、幌延町強い農業・担い手づくり支援事業及び幌延町酪農経営安定緊急対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2, 212万2千円の新規計上です。同じく7目 商工費国庫補助金では、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1千万円の新規計上です。

30ページをお開きください。

15款2項4目 農林水産業費道補助金では、町有林整備事業の財源として、林業・木材産業生産基盤強化対策事業434万2千円の新規計上です。同じく6目 教育費道補助金では、総合スポーツ公園改修事業の財源として、地域づくり総合交付1,440万円の新規計上、同7目 商工費道補助金では、食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業の財源として、地域づくり総合交付金300万円の新規計上です。16款1項2目 利子及び配当金では、幌延風力発電株式会社の令和3年度分及び4年度分の株主に対する配当財産の割当てが確定したことから、幌延風力発電株式会社利益配当金310万8千円の新規計上です。

32ページをお開きください。

17款1項2目 ふるさと応援寄附金では、決算見込みの精査により1,533万円の減です。18款 繰入金では、基金を充当している各事業の決算見込みの精査により、ふるさと創生基金繰入金5,650万円の減、公共施設等整備基金繰入金3,800万円の減、地域公共交通活性化基金繰入金250万円の減、中山間農業地域環境保全基金繰入金170万円の減などです。20款4項4目 農林水産業費受託事業収入では、問寒別地区草地畜産 基盤整備事業に係る受益者負担分で、決算見込みの精査等により564万5千円の増です。

34ページをお開きください。

21款、町債につきましては、第4条 地方債の補正で説明していますので、省略いたします。

以上、議案第3号 令和5年度 幌延町一般会計補正予算 第8号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

歳出の43ページ 無人駅維持管理費、この112万7千円の増額の要因は何かと。

47ページの婚活支援事業補助金、これが100万円減額なってるんですけど、コロナのせいもあって、事業をやらなかったのかと、次年度に向かっては、どういう事業を展開しようとしているのか、お伺いします。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

はい、深澤議員の御質問の1点目JR無人駅の維持管理経費の増額の内容について御説明いたします。

こちら無人駅の維持管理業務につきましては、令和3年度から自治体維持管理というこ

とで、JRと締結しております協定書及び毎年、単価等を定めた覚書により、JRへ委託料として上期、下期に分けて支出しているところですが、令和3年度から令和5年度まで業務をしていく中で、令和3年度、令和4年度、いずれも予算を上回る実績というふうになっておりました、やはり冬季の除雪費の影響等の実績を見てみないと分からないという部分もありまして、過去2年度の平均実績というようなものを踏まえまして、令和5年度の下期分を過去2年度の平均額ということで算定して、不足見込額の112万7千円を増額させていただいたという内容になってございます。以上です。

社会福祉係長 斉藤 徹 君

御質問にお答えいたします。

婚活支援事業の補助金ですが、今年度は、コロナ禍もあり、事業実施の体制を整えることができず、補助金を減額するという形を採っております。

次年度の方向性ですが、町としても、この事業は大切なものと捉えておまして、幌延町婚活支援協議会の委員の見直し、これまでは、未婚者による協議会でしたが、協議会の中に既婚者も交えて招集したり、また、婚活というところが参加しにくいかなということもありますので、他業種、多職種との出会いの場というような形にフレーズを変えようかなというふうに考えております。

また、単独町だけでは、参加者を集めるのは難しい可能性もありますので、豊富町であったり稚内市であったり、他町と連携しながらということも検討しております。

また、協議会だけではなくて、イベント会社の知恵をお借りして開催するということも検討しております。以上です。

3 番 深澤博幸君

婚活事業について、もう1回、伺います。

過去に、これ、もう結構年数たちますよね、この事業を立ち上げてから。

実績ちゅうか、実際に婚活で一緒になられた実績ちゅうのは、あるのかなのか。

あれば、何組あったのか、お知らせ願いたいと思います。

社会福祉係長 斉藤 徹 君

御質問お答えします。

5、6年ほど前から協議会設立して、イベント等を行っていますが、婚活のイベントを行った後、その方々が、カップルになったとか、お付き合いになったということですね、事務局として追ってはいなくて、そのところは把握していないというのが現状にあります。

3 番 深澤博幸君

実績を追わないでね、計画練ってさ、せっかく結ばれたことも、経緯も調べないでね、こういう事業を継続するというのちょっとおかしいんでない。

それと、この事業に向けてね、やっぱり町として、若者ちゅうか、今、全国でもね、アンケート調査したら、デートさえできないという調査の報告もあるんですよ。

こんな小さい町ですから、出会いの場所がないと言えないんですけど、やっぱりやった以上はね、その実績作りっていうか、やっぱり、こういうカップルができたよぐらい



のことをやらなかったらさ。ただ、事業進めるだけじゃ意味ないんでないですか。もう少し、今後に向けて、結びつきが、出会いの場所がちゃんと身になるものも事業として展開していただきたいと思いますけど、いかがでしょうその考え方は。

町 長 野々村 仁 君  
深澤議員にお答えします。

深澤議員のおっしゃるとおり、そういう形できちんと進めれば、良かったのかもしれませんが、まずは、その出会いの場を若い人たちだけで、自由かつ達に出会いの場として、会ってもらおうということが先んじてありました。

先ほども御説明したとおり、婚活と言って、農業団体の方はコンサルを使って、それぞれ実績も上げてきた形跡はあるんですけども、コンサルも何もなく、素人で団体を協議会を作って立ち上げていったそういう組織でありましたから、まずは出会いを大切にしたいということ、重んじてやってきたんですけども、なかなかそれぞれの組織の中で、そういう形を作るのはなかなか難しかったというのもあって、今回、先ほども御説明したとおり、ちょっとコンサルの力もお借りしながら、そういう形で、少し前進めればいいかなと。

どうしても、今の若い人たちが結婚前提で何か集まってるという話であれば、なかなか集まってもらえない、そういうところの難しさがあって、それを前にはなかなか出したいなかったというところもあります。

今後、その意見も踏まえながら、どのような形で多くの人たちにまずは集まってもらうこと、そこが大切なことだと思っていますので、今、御意見頂いたことも参考にしながら、コンサルをどのような形で使いながら進めていけるか考えていきたいと思っています。

6 番 無量谷 隆 君

43ページの先ほど、別の議員が言いました無人駅に関する部分で、無人駅、今、二つほど減ってる中で、これ増額ということなんですけども、これ相当、1個当たり、今度は額が大きくなるんでないのかなって感じがするんですけど、その辺の除雪費だけなのか、あるいは、電気代等も含まれているのかその辺確認するのと、53ページの斎場に関する去年、斎場改修工事やったと思うんですけども、一応、延び延びになっているかと思うんですけども、実質端末では利用できるよという報告がなされてない感じなんですけど、その辺、今の状況として、利用可能なのか、その辺伺いたします。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

無量谷議員の御質問お答えします。

無人駅の維持管理につきましては、令和3年度から開始ということで先ほど申し上げたんですけども、その時点から5駅、町内の無人駅5駅を維持管理しておりまして、こちら今回の増額補正の内容も5駅のままですので、駅の数については変わらないという状況になっております。

また、維持管理経費につきましては、駅で持っているそれこそ電気料ですとか、固定資産税の相当額ですとか、除雪の維持管理経費、あとは、町が、直接手を触れられない部分の修繕料等々が込み込みになった経費となっております。以上です。

住民生活課長補佐 伊藤 崇 君

お答えします。

斎場の方については、工期が年度末までだったんですが、早く終わりました、1月末で終わって、検定も終わりました、今現在使えるようになっております。

2 番 佐藤 忠志 君

2 款の総務の空き家対策管理費について、これ、確かこれ去年のまちづくり委員会か何かでそういう条例を作って、確か、そういう委員を選んでやっていきたいということで、スタートしているのかなと思って見ていたけど、300万の減というのは、どういう形で減になったのか、ちょっと、お聞きしたいと思っております。

住民生活課長補佐 伊藤 崇 君

お答えします。

空き家の除却の補助ということで、当初、5件で500万円で予算計上してたんですけど、今年度は1件の住宅の解体の補助が出てきておりまして、100万円支出しております。

年度末までに補助の申請して、解体して終わらせるのは、もう、時期的にちょっと難しいということで考えまして、あと残りの100万円だけ、一応申請あって、解体あったら、困るので予備として残しまして、残り300万円については、今年度、難しいかなと思って減額させていただいております。

5 番 植村 敦 君

まず、49ページのござくらの事業の方なんですけども、ござくら支援事業として1,100万円の減、先ほど、総務課長の方からも説明あったんですけども、もう1回確認します。

大きな減額っちゃうのは、これ、事業量が減ったのか、それとも人件費の関係なのか、その辺、お聞きします。

それと、55ページ畜産業費の方で、問寒別地区草地基盤整備事業に784万5千円の増額ということになっています。当初から比べて、これだけの増額あった理由は何だったのか。

それと、次のページの57ページの水道施設の布設工事で、先ほど説明あったんですけども、2,000万円相当の減額となっております。これはどういう理由でこんな大きな減額になったのかもお聞きします。

社会福祉係長 斉藤 徹 君

はい、今の議員の質問にお答えいたします。

まず、ござくら荘支援事業の補助金につきまして、大きくは、当初採用しようとしていた職員に係る人件費の減になります。

当初、特別養護老人ホームとデイサービスで41人を職員として雇用するという形でしたが、現在、41人中36人というところで職員が働いておりまして、5人分採用できなかったというところで、この5人分の人件費を、主に減額するという理由になっております。以上です。

産業建設課長補佐 新野 貞治 君

私の方から2問目の問寒別地区草地畜産基盤整備事業の増額に係る御説明をさせていただきます。

今回の増額につきましては、国の補正予算が新たにつきまして。

それと、令和5年度の事業費の精査、これらの全体的な精算によりまして、増額ということになっております。

国の補正予算の方ですけれども草地整備改良事業で25ヘクタール、事業費ベースにしまして、2,150万円ほどの事業量分の予算が新たに付きまして、こちらの方は、令和6年度の方に繰越して執行するという形になっておりますので、御了解の方をお願いします。

上下水道主査 鎌田 和巳 君

問寒別配水管の布設工事の減についてお答えします。

この度の減額につきましては、人件費の増と資材費の増を見込んで当初予算を計上していたところなのですが、資材等の高騰が余りなかったもので、このだけの大きい減額となりました。以上です。

5 番 植村 敦 君

ござくらの方の減額理由分かりました。

ということで、今5名の必要人数が足りていないという中で事業展開してきたという結果が、ホームヘルプサービスだとかの事業費の減額に繋がったのでしょうか。利用者が少なかったってだけなのでしょうか。どっちでしょう。

社会福祉係長 斉藤 徹 君

今の質問にお答えいたします。

事業費の減額につきまして、特別養護老人ホームの定員40人なんですけれども、やっぱり人が足りないということで39人しているというところで1名分の収入の減になっております。

また、デイサービスなんですけれども、これまで利用されていた方が、今年度後半、転出される方がおまして、その方々がデイサービスを利用されなくなったというところで、事業費の減というふうになっております。以上です。

議 長 西澤 裕之 君

ほかございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて歳出一括の質疑を終わります。

これより歳入一括の質疑を行います。

5 番 植村 敦 君

先ほど、これも説明あったんですけど、ちょっと聞き取りにくかったんで、もう1回お聞きします。

31ページの教育関係で地域づくり総合交付金という名目で1,440万入っています。もう1回説明をお願いします。

それと併せて、29ページ、農林関係、商工関係で、コロナウイルス感染症の臨時交付

金として、2, 200万、新規、これは、どのように町民に還元されるつもりなのかを確認します。

教育次長 伊藤 一 男 君

植村議員の御質問にお答えいたします。

地域づくり交付金1, 440万ですけれども、こちらの方は総合スポーツ公園の改修事業でパークゴルフ場の電気設備改修を行いました。

その事業費で2, 882万円ということになってまして、これの2分の1、1, 440万円の交付金を申請していたものが、今回、予算を付けていただいたということで、新規で計上させていただいております。以上です。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

農林水産業費の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の使い道でございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策、これに加えて、物価高騰等の対策にも使えるということになっておりますので、事業といたしましては、強い農業担い手作り支援事業、それと酪農経営安定緊急対策、この事業を行うための財源として、この交付金を使ったというところでございます。

5 番 植 村 敦 君

そういう使い方にするということは、幌延町の酪農経営農家全般に行き渡るということになるのでしょうか。その辺もう1回。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

この事業につきましては、酪農家さんが受ける影響、こちらを補填する、支援する事業ですので、全てという部分では、全てかどうかは、あれなんですけど、酪農家さん全般に対応できる支援の内容となっておりますので、そのように理解いただければと思います。

5 番 植 村 敦 君

新たにですけれども、27ページの小さい数字なんですけども、新規で社会体育敷地2万5千円、新規で発生、これどういう使用料なのかちょっと。

教育次長補佐 田 村 浩 希 君

はい。お答えします。

2万5千円につきましては、現在、体育館改修工事を行っております、その工事に関わる事務所の敷地ということで、周辺の一部を貸していますので、その使用料となっております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

4 番 高 橋 秀 之 君

75ページのスキー場の保守点検管理83万8千円減額なんですけど、これ中身っていうか、どういうものが減額になったのかと、今年、スキー場2月の何日で閉鎖したのか、

ちょっとお聞きします。

教育次長補佐 田村浩希君

はい。お答えします。

今シーズンにつきましては、ちょっと雪不足と暖冬によりまして、2月21日付でシーズンをちょっと終了した形になっております。

2月21日付けでスキー場はクローズとしております。

減額の内容につきましては、今シーズン、畜産振興公社に業務委託しておりまして、その際、索道技術管理員の配置が、まだその業者でちょっと委託できなかったものですから、そこに係る人件費を町の職員を充てております。その分で減額した金額となっております。

4 番 高橋秀之君

2月21日で終わったってことなんですけど、多分、その前に雨とかがあって、多分、その10日とか何日前に、もうほとんど、スキー場は使えない状態になってるんじゃないかなと思うし、このオープンに関しても、1月20日っていうのあるんですけど、これちょっと、間違ったらあれなんですけど、町民が多分言ってきて、それから何かオープンさせたみたいなんですけど、雪が足りないって言うても、多分、年明けぐらいには、オープンできたような遅くても、なぜその前に、雪が降ったときに、何とかスキー場の整理っていうか、オープンに向けてのアクセスとかなんか早め早めにやらなかったのか、ちょっとお聞きします。

教育次長補佐 田村浩希君

はい、お答えします。

今シーズンにつきましては、1月18日にオープンしておりまして、オープンが遅れた理由としましては、年末、雪が少なく、圧雪車で、踏み固められなかったことと、年明けの雪降った後に踏んでいたんですが、その時にも山の状態としましては、積雪が少なく、土が出る状況だったので、私達の方では、土が出ないだけ積雪があった段階で踏もうと思っていたんですが、それが本来、踏むことによって地盤が固まって、それからスキー場のオープンが早まった可能性があったんですが、まだ土が掘り起こされるという判断をしたものですから、その作業が遅くなりまして、オープンが18日に延びたというような状況でございます。

4 番 高橋秀之君

土が見えて、オープンが、圧雪とか整備できなかったんで遅れたっていうんですけど、昔、業者が請け負った時は、雪を運んで滑れる、全部じゃなくても滑れるコースを雪を運搬して作っていたと思うんですけど、そういうことは考えられなかったのか。

教育次長補佐 田村浩希君

はい。お答えします。

はじめに、まず圧雪車を踏んでいなかったことによって少し降ったんですが、地面がちょっと柔らかかったもんですから、下から雪を入れることができなかったというのが原因となっております。

また、その後、スノーモービルでボートに雪を入れて運ぶことも行っていたんですが、

やはり、初めの踏み固めがちょっと遅かったものですから、山の方に登れずに、その後、順次不足したときには雪を運んで現状維持、現状の整備を行ったんですが、そういう事情もありまして、ちょっと遅くなってしまったのが主な要因となっております。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、高橋議員の関連なんですけど、高橋君言いたいのは、何で遅れてあるのかなというのは言いたいんだと思うんですけど、私も町民から聞いています。

雪があるのにね、何でスキー場オープンしないんだって。

ちなみに、スキー乗る人はね、毎日、あのスキー場見てるんですよ。今日か今日かって待ってるのにね、そのスキー場のオープンが遅れたことが、町民にとっては不信感なんですよ。

担当者が、現場に行ってみるより、スキーの好きな方が現場に行ってみての人が確かなんですよ。1日でも早く滑りたいんですから。

畜産振興公社に業者委託したというんですけど、前年度並みに、民間の企業に委託した経緯はないのかと、それとちょっともう一つ、関係ないんですけど、パークゴルフ場の話なんですけど、夜間整備をした、もう高額な予算ですよ。実際、ナイター施設を使っている人数というのは、どのぐらいの数なのか。

それに係る電気料というのは、どのくらい掛かってるのかちょっとお知らせ願いたいと思います。

教育次長 伊 藤 一 男 君

まずスキー場の関係だったんですけども、こちらについては、議員おっしゃられるとおり早くということも検討はしていたんですが、子供たちも利用するというで、なかなか土が見え隠れするような状況で、子供たちが滑ったときに、危険になるんじゃないかというような懸念もあったもんですから、それでちょっと慎重になっていたというのは間違いなくそういうようなことも、考えながらですね。大人の方たちについては、経験もありますので、気を付けながら乗れるのかなっていう部分もあったんですが、子供たちがやはり利用するというで、安全面を考えて、ちょっと慎重になったってところが遅れた原因ではあります。

教育次長補佐 田 村 浩 希 君

パークゴルフ場についてお答えいたします。

パークゴルフ場につきましては、今現在、数字ちょっと詳しいの持ってきてなかったんですが、予算としては、56万円ほど予算計上して運営しているところです。

ナイター利用につきましては、ナイター照明料は無料となっておりますが、大体、延べ人数は、ちょっと拾ってないんですが、実人数、大体10名程度の方が仕事終わりとかに使っているというのが現状となっております。

3 番 深 澤 博 幸 君

答弁漏れなんだけど、スキー場の話ね。

畜産公社以外に、見積やったかということ。

教育次長 伊藤 一 男 君

お答えいたします。

まず、町内の業者さんに確認を取りまして、こういう事業をやるんだけど、入札していただけますかということで、事前に各社回らせていただいて、受けていただけないというようなことでありましたので、それで畜産振興公社の方に、こちらとしては、お願いしたいという形になってございます。

3 番 深澤 博 幸 君

今、スキー場の話なんですけど、民間業者が受けていただけなかったという報告なんですけど、理由としては、安いからでしょ。早い話。

して、オープン時の畜産公社の人は、もう仕事は、牧場の方は、クローズですよ。はっきり言って、何も仕事なかった状況で。

教育委員会の判断、ゴーサインが出なかったから、やらなかったんじゃないですか。

雪の積もった積もらないというのは、教育委員会だけの見解で決定すべき事項なのかなって気がするんですよ。

それと、パークゴルフ場の数字が、今、出てこないのが不思議でしょう。

私言いたいのはね、せっかく高額なナイター設備使っても、私も、ちょこちょこ通るんですけど、ほとんど利用していませんよ。これ、税金の無駄遣いじゃないですか。

例えばですね、毎日オープンしなくても、隔日ちゅうか1日置きにねオープンするとか、そういうことも事業として必要じゃないかと思うんですよ。

町民の税金使ってやる以上、経費削減というのが、第1じゃないんですか。

もう1度答弁お願いします。

教育長 青木 順一 君

今の議員の質問に答えたいと思います。

スキー場の件ですけども、教育委員会、公社の方に手伝っていただきましたので、教育委員会主導で進めておりました。

それで、何度かスポーツ推進委員の方とか、あとスキー協会の方とか協力を得ながら、今回スキーができるのかどうか、あとスキー場の安全が確保されているのかどうかということで、検討した結果、このような開始時期っていうか、遅れたことになります。

それともう一つ、暖冬の影響なんですかね、スキー場見ていただけたらと思ったんですけども、地面と雪の間に非常に空間っていうか、今年できていて、土が温かいっていうか、それで圧雪するとそれが潰れて非常に圧雪しづらいと。土がすぐ出てしまうということで、期間、見ているうちにシーズンっていうかオープンの期間が遅れてしまったという事実がありますので、その辺、来年に向けて、また、雪が積もったときにスキーが可能かどうか、暖冬の影響が出てないかどうか、それと、圧雪車、あとは、スノーモービルとかうまく使いながら、オープンを早めに行けるように努めていきたいなと考えております。

それと、あとパークゴルフ場の方ですけども、私も何回か行っておりますけれども、夜、パークゴルフ場を使ってる方、やっぱり今、数字すいません出てこないんですけども、数人はいるんじゃないかなと思います。その方たちの要望で、夜のナイター設備、それを付

けるということで、今進んでおりますので、全くいないということではなくて、数名ですけれども地域住民の方の要望ということで受けさせていただいて、今後また増えるかもしれませんので、その辺、ナイター設備、整えていきたいなど。

余りにも、やはりちょっと少なければ週に何回かとか、月、火、水とか月、水、金ですね、火、木、土とか、そのような形で、来年度に向けて考えていきたいなど考えています。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

今、教育長の答弁で、おおむね了解はしましたけど、町民のね、健康増進とかいうことも、スポーツ公園というのは含まれてるから、一概に、その反対とは言えないんですけど、今言う少人数でね、経費を考えたら、本当にそれでいいのか、悪いのかちゅうのは、もう少しね、愛好会の皆さんとも協議しながらですね、それと、今言っている少人数ならば、もう少し、人を増やすためにどうしたらいいかということもね、教育委員会主導でね、進めて、今後の事業に展開していただきたいなと思います。

### 7 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほどのふるさと納税のことなんですけども、今年は、ふるさと納税、全部減でした。

ふるさと納税もらって、記念品も減、それから、ふるさと納税の入ってくるのも全部減でした。

過去にね、幌延町は、24年から始まって、そのときは、たった4件しかふるさと納税なかったんですけども、令和4年は、1,933件、本当にこれ伸びたんですよ。令和2年に2,400件、令和3年で2,972件、そして令和4年1,933件と減っていく。

幌延町ではね、ふるさと納税を、リターン、今まで来てくれた方々に、また、してもらおう、また、新たに、新規にしてもらおうというのは、どのような努力をされて、これみんな減になってしまったのか。何も努力していないと、ただ、その方にお任せしてるんだよということなのか、それをまず1点お聞きしたい。

それと2点目は先ほどの除雪の管理のことについてですけれども、五つの駅、具体的に数字を示してほしいんですけども、この除雪したら1時間単価幾らなんですか。それと、当初どのくらいの見積りをしていたのか。除雪ですね。駅の維持管理については何回も説明がありましたけども、町直営で掛かる費用とそれからJRで委託する費用が掛かるんだよという話でした。今、この、上がった部分は、町直営の費用の除雪部分が掛かったんですか。

中身はね、駅五つある屋根の除雪、それからホームの除雪、それからホーム下の除雪と、いろいろあると思うんですけども、一体どこの部分が掛かったのか。これは、人数何人で行っている除雪なのか、そしてこの方々の人数お知らせください。

### 総務企画課長補佐 梶 淳 君

ふるさと納税もJRの方も、私の方からお答えいたします。

ふるさと納税の方、議員おっしゃるとおり令和3年までは順調に伸びてきていたところだったんですけども、令和4年度で下がり、また令和5年度今年度ですねまた大幅に下がるというような状況となる見込みというような状況で、今回減額補正をさせていただいております。



以前、どこかの議会のときにも御説明をしたんですけれども、ふるさと納税のルールが今年の10月から少し厳格化されましたというところがありまして、今年度の9月時点で、本来、そんなに入ってくる時期ではないんですけれども、値上げ前の駆け込み需要のような形で、一時的に本来伸びてない時期に伸びたというような状況がございました。

本来であれば、11月12月の年末に向けて、更に増税が見込まれるところではあったんですけれども、そちらが伸びてこなかったというふうなところですよ。

正直、なぜ入ってこないのかっていう部分、なかなかダイレクトに顔が見える寄附形態ということにはなっていないで、その返礼品のラインナップも随時増やしていったらいいんですけれども、目新しさがないのか、はたまた、我々のPRが足りないのかっていうところが、なかなかその分析はできていないというような状況です。ただ、各種媒体に何か広告載せるですとか、そういったときには町ではこんな返礼品を扱っていますだとかっていうPRはしているんですけれども、令和5年10月の経費の減額化っていう部分があって、全体の寄附額に対して、5割の経費を超えてはいけないというのが、より厳格化されたところもありまして、これまでその範囲内で広告等、また、ふるさと納税用に出した部分があったんですけれども、結局、幾ら入ってくるか分からないっていうのがなかなか見えない状況では、広告打ってしまうと5割を超えてしまうかもしれないというようなところもあって、そこが少し後手後手になっているのかなというのは担当レベルでは認識してございます。

ですので努力が足りないと言われれば、そうなのかもしれないんですけれども、現時点でできることは、やっているのかなというふうには担当としては捉えております。

引き続き、そちらに関しては、努力はしていきたいとは思っております。

次に、JRの委託の関係の関係なんですけれども、このJRに対する委託料を今回増額したんですけれども、ホームの上の除雪とかにつきましては、町の方で直営で雇用している方々会計年度任用職員の方々に対応していただいております、ホーム下ですとか、直営ではできない部分についてのJRに対しての委託ということでやっております。

具体的な内容についてなんですけれども、ちょっと具体的な項目が今手元になかったんですけれども、JRの方で委託している除雪につきましては、ホームの下等をやるときにはJRで定める監視員等々も配置した上で、安全に留意した上で、各種作業等を行うということで、複数名で対応していただいているというような実態になっておりまして、そちらの単価につきましては、JRとJRが委託している作業会社との契約に基づく単価で実施されております。

## 7 番 齋 賀 弘 孝 君

維持管理は、除雪ばかりじゃなくて、駅の点検もするって、前話があったんですけども、その除雪の部分、時給、幾らなんですか。

だから、JRさんに払う時給、幾らって来てるんですか。

それで、先ほど言った会計年度任用職員さんっていうのは、登録されている幌延町には何人いるんですか。

議 長 西 澤 裕 之 君

ここで、11時半まで休憩にはいります。

(11時20分 休 憩)

(11時30分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

先ほどのJRのホーム下の除雪の維持管理経費の単価っていう部分なんですけれども、こちら、時給というのは積算ではなくて、各駅ごとに1回当たり幾らというような実績が上がってまいりまして、そちらに対して支出していくという流れとなっております。JRに対してですね。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かんないですけど、したら、実際に、どういう数字とどういう数字を足したら、この数字になるのか教えてください。

それと、もう一つは、先ほどのふるさと納税なんですけれども、どうしてこんなに減ってしまったかという理由は分からないということだったんですけど、やっぱり、前に私言いましたように、自治体公認のラインを使って皆さんにお知らせするとか、暑中見舞いでも年賀状でもいいから、それを出すとか、そういうことをね、よその町でもやっていますんで、是非、幌延町でも取り入れて、今以上に、令和5年度も減ってしまったということですから、これ以上減らさないように、維持でも構わないと思いますので、幌延の応援する人たちを減らさないように、維持に心がけてほしいと思います。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

JRの補正の積算についてなんですけれども、令和3年度、令和4年度の下期での実際にきた請求額を合計して割るにしたものが、今回でいくと321万4千円だったんですけども、そちらと今年度の上期に執行済みの額28万円を足して、今年度の決算見込みということで349万5千円という数字をはじき出しております、そちらと現行当初予算の236万9千円の差額112万7千円を増額補正としてございます。

それから、ふるさと納税です。ライン等々も12月の一般質問で御質問頂きまして、いろいろ調べているところです。ただ、やはり町長からの答弁で申し上げましたとおり、現行の体制、人員の体制等々の中でどこまでできるのかということも含めて、そちらは慎重に検討を進めてまいります。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほど聞いた除雪に対する会計年度任用職員は何人いるんですか。除雪というか、この駅を維持するための会計年度任用職員ですよね。

先ほどの説明を聞いていると、町内で登録されていて町内の方だと思うんですけども、その方が、秘境駅、維持管理するために何人の方が会計年度任用職員となっておりますかお知らせください。

住民生活課長補佐 山 下 智 明 君

はい。お答えいたします。

無人駅の直営の部分の除雪に関してですけれども、5駅の維持管理を行っておりまして、令和4年度までは会計年度任用職員ということで、5人任用していたんですけれども、令和5年度、ちょっと雇用形態の方、変更しておりますので、5人分の方と委託契約という形で、除雪の業務を委託しているという状況です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

5人のほかに除雪のために、また、委託するというところでよろしいですか。

住民生活課長補佐 山下 智明 君

先ほど梶の方から答弁いたしました、直営では除雪ができない部分というのはJR北海道さんに委託していると。ホームの上などの除雪に関しては町直営で5人の方に対して委託をしているという状況です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほか、ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号「令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村上 貴紀 君

議案第4号「令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、歳入では、国保直診分交付金の精査による道支出金の減、歳出では、国民健康保険診療所特別会計に対する繰出金の減であります。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から866万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,513万6千円にしようとするものです。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

はじめに歳出ですが、1款1項2目連合会負担金では、北海道国民健康保険団体連合会への負担金が当初予定額を上回ったことにより9万4千円の増額、6款2項1目国民健康保険診療所特別会計繰出金では、診療所の国保直診分交付金相当額の精査により、876

万円の減額であります。

次に歳入ですが、6ページにお戻り願います。

2款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業に係る国庫補助金として、3千円の新規計上です。

3款1項1目保険給付費等交付金では、特別調整交付金の対象経費である国保直診分交付金相当額などの精査により866万6千円の減額です。

5款1項1目一般会計繰入金では、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産予定の国民健康保険被保険者の産前産後期間の国民健康保険税の免除措置が、本年1月1日から開始されたことに伴い、産前産後保険料軽減負担金5万7千円の新規計上です。

5款2項1目基金繰入金では、この度の補正により、財源調整により6万円の減額です。以上、議案第4号「令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号「令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

議案第5号「令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因ですが、歳入では、入院及び外来診療に係る診療報酬一部負担金の精算、歳出では未採用となった看護師等の給与、共済費等の精査、出張医の依頼回数増に伴う報酬、費用弁償の増額などが主な要因であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ401万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億763万7千円にしようとするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、第1表により御説明いたします。2ページをお開きください。

歳入については、1款使用料及び手数料で1,488万円の減、3款繰入金で1,342万円の増、5款諸収入で273万2千円の減、6款道支出金で18万2千円の増で、歳入合計は401万円の減額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款診療所費401万円の減で、歳出合計も401万円の減額補正です。

以下、歳出歳入の順に、補正の主なものについて、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

20、21ページをお開きください。

1款1項1目診療諸費は、既定の予算額3億7,106万7千円から501万1千円を減額し、3億6,605万6千円としており、補正の内訳は、診療所人件費では、看護師の未採用期間の精査に伴い、2節給料で127万1千円の減、3節職員手当で145万円の減、4節共済費で44万8千円の減です。次に、診療所業務費では、会計年度任用職員の未採用期間の精査に伴い、1節報酬で21万1千円の減、3節職員手当で25万6千円の減、給食材料費の精査及び検査試薬や医療材料の精査に伴い、10節需用費で124万8千円の減、患者着や寝具の借り上げ数量精査により、13節使用料及び賃貸料で14万8千円の減です。

次に、診療所管理費では、会計年度任用職員に係る勤務時間数の精査に伴い、1節報酬で2万1千円の増です。

次に、医師業務強化費では、出張医のスポット派遣日数変更及び医師研修業務の精査に伴い、1節報酬で83万1千円の増、3節職員手当で6万3千円の増、8節旅費で10万7千円の増です。

次に歳入ですが、18、19ページをお開きください。

1款1項1目診療所使用料では、入院件数の精査により、診療報酬で827万4千円の減、一部負担金で102万3千円の減、外来診察件数の精査により、診療報酬で397万3千円の減、一部負担金で87万2千円の減、インフルエンザ予防接種人数の精査により、73万8千円の減、3款1項1目一般会計繰入金では、この度の補正の財源調整により、2,218万円の増、3款2項1目国民健康保険特別会計繰入金では、年間入院日数の精査により、876万円の減、5款1項1目診療受託料では、予防接種や各種検診等の精査により、273万2千円の減、6款1項1目診療所費道補助金では、医療・介護・障がい施設等食材料費支援金として、18万2千円の増です。

以上、議案第5号「令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号「令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

議案第6号「令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の要因は、決算見込みにより、精査をした結果に基づく補正であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、既定の予算総額から1,589万6千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億2,903万7千円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が2億2,065万円に、介護サービス事業勘定は、現行、予算額どおりの838万7千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

18ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、2款保険給付費につきましては、これまでの給付実績及び今後の執行見込みにより精査し、全体で2,784万3千円の減額補正です。内訳の主なものといたしましては、1項1目居宅介護サービス給付費では、要介護者の訪問介護及び短期入所生活介護のサービス利用が当初の見込みを上回り、411万1千円の増、2目施設介護サービス給付費では、これまでの施設入所者数の利用実績が当初の見込みを下回り、今後の給付を見込んででも不用額が生じることが予測されることから、1,696万3千円の減。

次のページをお開きください。

6目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型グループホームの利用件数が、当初見込みを下回ったことにより、546万9千円の減、2項1目介護予防サービス給付費では、要支援者の短期入所生活介護サービスの利用が当初見込みを下回ったことにより、81万円の減。

次のページをお開きください。

3項1目 高額介護サービス費で、100万8千円の減、5項1目特定入所者介護サービス費で402万3千円の減、2目 特定入所者介護予防サービス費で、120万3千円の減額補正です。

次のページをお開きください。

3款2項1目 一般介護予防事業費では、委託事業の精査により47万5千円の減額補正です。

次のページをお開きください。

4款の基金積立金と6款予備費では、今後の執行に備え、12万9千円を増額補正し、全体の余剰財源を第9期の介護保険事業計画の財源として活用していくため、1,228万7千円を介護給付費準備基金に積み立てることとしております。

次に歳入ですが、14ページにお戻り願います。

1款1項介護保険料につきましては、これまでの賦課し、収納実績等により精査し、185万5千円の減額補正です。2款国庫支出金から次のページ6款繰入金までは、歳出の保険給付費等の補正に基づき、それぞれ定められた負担率等により増額、減額の補正を行っております。7款の繰越金は、前年度からの繰越金のうち、今後必要となる財源として、留保しておりました911万1千円全額を予算計上しております。

以上、議案第6号「令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号「令和5年度幌延町簡易水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第7号「令和5年度幌延町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、収益的支出において、事業費精査等に伴う減額及び令和5年度取引分に係る消費税及び地方消費税額の新規計上によるものであります。

1 ページをお開きください。

第2条収益的支出の補正では、支出におきまして、管理施設周辺の維持作業に掛かる人件費の減額、及び地方公営企業会計運営支援業務に掛かる事業費の減額、また、令和5年度取引分に係る消費税及び地方消費税の新規計上により、第1款簡易水道事業費用における既決予算額6,717万1千円を20万1千円増額し、6,737万2千円に改めようとするものです。

第3条企業債の補正では、予定していた地方公営企業法適用化事業に係る限度額を対象事業費の減額に伴い、既決予定額2,910万円を10万円減額し、2,900万円に改めようとするものです。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の減額に伴い、既決予定額1,424万1千円を16万7千円減額し、1,407万4千円に改めようとするものです。

次に補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書で御説明いたします。

15 ページ、16 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項2目配水及び給水費において、水道管理施設周辺の草刈り及び除雪作業について、会計年度任用職員を別に採用の上、対応することを予定しておりましたが、担当課職員で対応したこと等により、1節報酬を16万7千円減額、また、1款1項4目総係費において、地方公営企業会計運営支援業務の事業費精査に伴い、23節委託料を13万2千円減額、また、1款2項2目消費税及び地方消費税におきましては、令和5年度取引分に係る1節消費税及び地方消費税50万円を新規に計上しようとするものです。

以上、議案第7号「令和5年度幌延町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、収入支出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより収入支出一括の質疑を行います。



(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号「令和5年度幌延町下水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第8号「令和5年度幌延町下水道事業会計補正予算(第2号)」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、収益的収入及び支出では、事業費及び財源の精査による減額、及び令和5年度取引分に係る消費税及び地方消費税額の新規計上、資本的収入及び支出におきましては、事業費の精査による工事請負費等の減額によるものであります。

1ページをお開きください。

第2条 収益的収入及び支出の補正では、収入におきましては、事業費の減額等に伴い、一般会計からの補助金を精査し、第1款下水道事業収益における既決予定額、1億6,422万3千円を、8万8千円減額し、1億6,413万5千円に改め、支出におきましては、個別排水処理施設整備奨励補助金の実績確定による減額、及び令和5年度取引分に係る消費税及び地方消費税の新規計上により、第1款下水道事業費用における既決予定額を1億8,631万5千円を141万2千円増額し、1億8,772万7千円に改めようとするものです。

第3条 資本的収入及び支出の補正では、収入におきましては、事業費の減額に伴い、企業債、一般会計からの補助金及び国庫補助金を減額し、第1款資本的収入における既決予定額1億9,741万6千円を2,369万4千円減額し、1億7,372万2千円に改め、支出におきましては、下水道管理センター外壁改修工事等の事業費精査により、第1款資本的支出における既決予定額1億9,741万6千円を2,369万4千円減額し、1億7,372万2千円に改めようとするものです。

第4条、企業債の補正では、予定していた地方公営企業法適用化事業、汚水枘設置事業及び下水道施設改修事業に係る限度額を事業費の減額等に伴い、既決予定額合計4,810万円を1,230万円減額し、3,580万円に改めようとするものです。

2ページをお開きください。

第5条 他会計からの補助金では、一般会計からの補助金を事業費精査等に伴い、既決予定額1億6,889万7千円を1,058万2千円減額し、1億5,831万5千円に改めようとするものです。

次に補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書で御説明いたします。

13ページ、14ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款2項1目、他会計補助金において、事業費の精査等に伴い、1節他会計補助金を8万8千円減額しようとするものです。

続きまして、15ページ16ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項3目、個別排水施設費において、個別排水処理施設整備奨励補助金額の確定に伴い、42節補助金を10万円減額、1款1項4目、総係費においては、地方公営企業会計運営支援業務の事業費精査に伴い、23節委託料を8万8千円減額、また、2項2目、消費税及び地方消費税においては、令和5年取引分に係る消費税及び地方消費税160万円を新規に計上しようとするものです。

続きまして、17ページ、18ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款1項1目、企業債において、下水道施設改修事業費の精査に伴い、1節企業債を1,220万円減額、1款2項1目、他会計補助金においては、一般会計補助金の精査に伴い、1節他会計補助金を1,049万4千円減額、また、1款3項1目、国庫補助金においては、社会資本整備総合交付金の精査に伴い、1節国庫補助金を100万円減額しようとする。

続きまして19ページ、20ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項1目、管渠建設改良費において、建設事業費の精査に伴い、23節委託料を172万7千円、25節工事請負費を221万1千円ともに減額。また、1款1項2目、処理場建設改良費においては、下水道管理センター外壁改修工事の事業費精査に伴い、25節、工事請負費を1,975万6千円減額しようとするものです。

以上、議案第8号「令和5年度幌延町下水道事業会計補正予算（第2号）」の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、収入支出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより収入支出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、13時10分まで休憩します。

(12時04分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 「令和6年度町政執行方針」並びに「令和6年度教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から順次、執行方針の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

令和6年第2回幌延町議会定例会の開会に当たり、令和6年度の町政執行に臨む基本方針と施策の一端を申し上げます。

はじめに、元旦に発生した令和6年能登半島地震によって多くの尊い命が失われました。まず、今回の震災でお亡くなりになられた全ての皆様の御冥福をお祈りしますとともに、心から哀悼の誠を捧げます。また、被害に遭い、厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、お見舞いを申し上げます。私たちが住む幌延町においても、活断層であるサロベツ断層帯が西縁にあることを考えますと、今後、地震などの自然災害に対する備えを一層進めなければならないと痛切に感じているところです。

さて、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が、将来の人口を2020年の国勢調査を基に2050年までの30年間について推計した「日本の地域別将来推計人口」を公表しました。その推計によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村は約20%に達し、2050年の65歳以上人口が2020年より減る市区町村が全体の約70%になり、2050年の15歳未満人口は99%の市区町村で2020年を下回るなどの結果となっています。また、北海道内では、総人口が半数未満となる市町村が約37%、65歳以上人口が減少する市町村が約92%、全市町村で15歳未満人口が減るとのことです。

幌延町に関する推計では、2050年の総人口が1,590人と32.9%減少して2020年の約3分の2になるとの結果です。そのうち、15歳未満人口は137人と半減し、15歳から64歳までの生産年齢人口は850人と4割減少し、65歳以上人口は603人と約1割の減少となります。また、65歳以上人口のうち、75歳以上は350人で約1割の増加と見込まれています。本町の人口は、道内市町村の中では比較的緩やかな減少率ではあるものの、生産年齢人口の減少と少子化が進行し、人手不足が顕在化しており、民間事業にも影響が及んでいます。このままでは今後の住民生活や行政機能の維持に懸念を持たざるを得ません。私は、これらの状況を重く受け止め、この先も、本町をはじめ天北地域が安全で安心して快適に住み続けられる地域であり、かつ人を呼び込める地域となるよう、まちが目指す将来像、「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ～」に向けて、議員各位をはじめ住民の皆様とともに、協働のまちづくりを進めていく所存です。

次に、「まちづくりの基本姿勢」について申し上げます。

私は、町内に住み、又は町内で働き、学び、活動する人々が、安心して暮らし、活動し続けられるまちを目指し、産業を守るとともに、住民の暮らし向きを良くして、地域の持続可能性を高められるよう、まちづくりに取り組みます。

「はじめに」の部分でも触れましたが、本町の人口推計は大変厳しい結果となっています。特に0歳から14歳までの幼年人口が半減するとの見通しや生産年齢人口の減少は、教育行政のあり方や産業持続など、今後のまちづくりに大きく影響してきますので、増加とまではいかずとも減少の流れをより緩やかにするよう、人口減少対策として働く場と人の確保・育成に取り組み、後押しするとともに、若い世代が安心して居住し、結婚・出産・子育てができる環境整備を推進したいと考えています。また、暮らしの安全安心を高めるために地域防災力を強化し、高齢者等の転出が最小限となるよう基礎的行政サービスの提供や生活の利便性等について維持向上に努めたいと考えています。そのためには、幌延町民憲章に掲げる、「このまちに生きることに誇りと喜びをもって未来へつなぐ、協働のまち、活力あるまち、笑顔あふれるまち、いきがいと希望に満ちたまち、人に優しいまちづくりを進める」とした理念に立って、住民の皆様と行政との協働・総動がより重要になってきますので、小規模自治体における今後のまちづくりについて、これまで以上に皆様のお力添えと積極的な参画を賜りますようお願いいたします。

次に、予算編成について申し上げます。

令和6年度の予算は、住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、併せて町財政の健全性を考慮しつつ、「人」、「しごと」、「まち」づくりを推進すべく編成を行いました。とりわけ、第6次幌延町総合計画の重点戦略に掲げる各種施策については、産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成など、人口減少の緩和と活力ある地方創りに直結する取組であることから、財源の重点配分を行い、事業費でおよそ3億7,600万円の予算を計上しています。継続事業は事務事業評価による事業の点検と見直しを行い、消費的経費は暮らしの安心安全や、生活・子育て・教育環境及び産業の維持安定に配慮しました。また、投資的経費は、産業振興と社会資本の長寿命化に配慮し、今後見込まれる新たな投資事業については、事業実施前の構想段階において複合化や共用化等を含め、より多角的な調査検討を実施しながら精査していくこととし予算編成を行いました。

なお、令和6年度に実施を計画している事業のうち、制度設計や事業計画などの策定に時間を要するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。

以上の結果、令和6年度の当初予算は、一般会計59億8,000万円、公営事業会計13億2,445万円、公営企業会計6億5,436万8千円、合計で79億5,881万8千円となりました。

次に、第6次幌延町総合計画の体系に基づく、五つのまちづくり施策大綱に沿って、今年度の主な施策を申し上げます。

はじめに、「持続可能なまちづくりを進める」について申し上げます。

近年、少子高齢化や転出による人口減少に加え、情報端末等を日常生活に活用する超ス

マート社会、持続可能な開発目標であるSDGsの推進など、社会を取り巻く環境や個人の生活スタイルは年々多様化しており、その社会変化のスピードが加速しています。社会生活の多様化が進む中で、魅力と活力にあふれたまちを形成するには、地域の身近な課題について対話と情報共有を重ね、それぞれが自助・共助・公助といった役割を認識しながら取り組むことが大切です。住民の声を把握し町政に反映させるため、町政懇談会や各種会合などの様々な場面において広く御意見をお伺いするとともに、広報誌やホームページ等を活用して、分かりやすい情報の発信に努めます。また、施策の推進に当たっては住民参加の機会作りに努め、地域課題を共有しながら検討を進めていきます。

まちの交流拠点整備については、住民が憩い、集えるなど、生活の質を高める多世代交流の場として、住民生活の利便性向上につながる機能やサービスを重視したうえで、温浴施設などの更新を要する公共施設等との複合的機能を備えた施設整備構想の検討を深めます。住民主体の自主的かつ主体的な活動を「協働のまちづくり活動支援事業」を通して支援し、協働のまちづくりを促進します。これまで行政による団体自治と、住民による自治活動で運営されてきた地域維持に必要な地域活動は、行政事務の複雑多様化による事務量の増加と人員不足による行政サービスの低下、また、人口減少、少子高齢化、小家族化の進行による集落自治の担い手の減少や負担増など、住民と行政双方の体力低下が顕著に現れつつあり、公共的活動の空白化が進行しています。このような現状を踏まえ、地域維持に必要な活動を担う機能の確立を目指し、地域おこし協力隊などの外部人材等を活用した地域運営組織の設立など、地域を運営するための組織や手法のあり方を考究するため、問寒別地域をモデル地区とした集落機能維持に向けた取組を引き続き進めます。今年度は、地域おこし協力隊員の増員を図るとともに、令和5年3月に策定した「地域づくりビジョン」の推進を図ることを目的に、問寒別地区に地域活動実験拠点を整備し、地域運営組織の設立及び運営へのサポート体制の充実を図ります。また、地域運営組織と町の役割を明確化し、行政的支援の方策について検討を進めます。

新型コロナウイルス感染症のまん延を機に、「田園回帰」の活発化やICT（情報通信技術）を活用した「ワーケーション」及び「ワークスティ」といった新しい生活スタイルを実現する場として、農山村及び過疎地域への関心が高まっています。このような社会環境の変化へ対応すべく、我が町がその場として選ばれるよう、引き続き移住情報PR支援センター「ホロカル」を拠点に、暮らしや就労など移住に関連する支援制度やまちの魅力等について総合的な情報発信を行うとともに、ふるさと納税制度や特産品開発販売等を通じて関係人口及び交流人口の増加に努めます。町内における住宅資源の利活用を促進するため、令和4年12月に策定した「幌延町空家等対策計画」に基づき、住宅の状況に応じたきめ細かな空家等対策を実施するとともに、遊休資産所有者や住民に対し「空き家・空き地バンク」への登録や活用を呼び掛け、町内における空き家及び空き地に係る需給マッチングを進めます。また「民営賃貸住宅建設促進助成事業」及び「定住促進持家住宅建設等奨励事業」の制度内容を見直し、賃貸住宅や持家住宅の取得整備等を支援して更なる定住の促進を図ります。

社会情勢が大きく変化し地方分権が進展する中、複雑・多様化するニーズや地域課題に

対し、柔軟で効率的な行政運営と質の高い行政サービスを目指し、今年度は第6次幌延町総合計画後期基本計画及び第3期幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めるとともに、デジタル化による住民サービスの向上と事務の効率化を図ります。子育てや介護に関する申請など、様々な行政手続きのワンストップ化や各種証明書のコンビニ交付等、利便性を高める取組を推進するため、適切な広報を含めマイナンバーカードの普及に努めます。また「地図情報更新事業」により地図情報システムに搭載した町内基礎地図情報の更新、関連地図情報及び新規情報の整備に着手します。住民に分かりやすい財政情報をお知らせすることはもとより、有効な財源の確保や適正な基金管理・町債管理を行うとともに「公共施設等総合管理計画」等に基づく中長期的な視点による健全かつ効率的な財政運営に努めます。

また、宗谷圏域や西天北地域における地域課題の一体的・総合的な解決と、圏域全体の活性化を図るため、関係市町村との連携協力を進めていきます。

次に「活力と賑わいを創る」について申し上げます。

北海道の農業・農村は、日本の食料生産基地として安全で良質な食料の安定供給と、食料自給率の向上などの役割を担い、美しい景観や国土と環境の保全など多面的な機能の発揮が期待されています。幌延町も酪農王国北海道の一員として、その一端を担っていますが、本町の酪農畜産を取り巻く情勢は、世界的な穀物需要の増加や為替変動、ウクライナ情勢の影響による原油価格や配合飼料価格の高騰、需要減少等による生乳の生産抑制などに加え、人口減少の進行に伴う担い手の減少や耕作放棄地発生への懸念、労働力確保や生産性維持確保への対応など、様々な課題に直面しています。こうした中、将来を見据えた酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るためには、広大な土地資源を活かした飼料の安定生産により飼料自給率を高水準に確保し、飼料生産基盤に立脚した経営の確立と環境保全型・地域循環型生産構造の構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えます。問寒別地区においては引き続き「草地畜産基盤整備事業」により、草地の造成、改良及び暗渠排水の整備を進めます。また、農地の区画拡大や換地等を行うことにより生産性の向上を図るため、問寒別地区での「国営農地再編整備事業」を推進し、地区調査及び事業の推進について、事業促進期成会を通じ、国等の関係機関へ要請を進めます。道営畑地帯総合整備事業により整備された農業用水道施設の供用開始に向け「上幌延開進地区農業用水道施設改修事業」及び「問寒別地区農業用水道施設改修事業」により、道営幹線からの引込み施設等の整備を進めます。また、並行して農業用水道の簡易水道への移管統合に向け、設定料金の検討及び施設の維持管理体制の確保・整備を進めます。農業用排水路及び農地の機能回復等を図る幌延地区国営総合農地防災事業の円滑な推進に向け、国等の関係機関への協力を継続します。耕作放棄地の発生防止及び農業や農村が有する多面的機能の維持増進を図るため「中山間地域等直接支払事業」及び「多面的機能支払事業」を推進します。「草地生産性向上対策事業」により、草地の改良や更新に係る牧草種子の購入費用に対し支援することで、草地型酪農及び肉用牛生産を推進し、自給粗飼料の生産・利用拡大を図ります。町営牧場については、酪農家からの預託頭数が減少傾向にありますが、酪農経営における省力化、軽労化及び低コスト化や乳牛育成におい

て重要な役割を担う施設との認識の下、適切な飼育管理体制の確保に努めつつ、今後のあり方についても並行して検討を進めます。また、老朽化により使用不能となったトラクターを1台入替え、草地管理作業の効率化を図ります。「乳牛検定組合補助事業」及び「生乳成分検査事業」により、乳質改善及び品質担保を図ります。「生乳生産拡大事業」により、生乳生産力維持及び経営改善を目的とした乳牛購入の促進を図ります。「強い農業・担い手づくり支援事業」により、生産施設の補修及び機械装置の更新に対して支援することで、継続的営農を見据えた生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳及び肉用牛生産体制の確保を図ります。また、より事業効果を高めるため、支援範囲の拡充等について検討を進めます。離農が進む中であっても地域における生乳生産量の維持確保に努めるとともに、家族経営での営農が困難になりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保・育成などの課題解決策の一つとして、農業法人の設立等について農協と情報共有の下、検討を進めます。「農業支援員活動事業」により、酪農担い手育成センターとの連携の下、地域おこし協力隊制度を活用し、農業支援体制の充実及び新規就農者の育成・確保に努めます。また「新規就農者支援事業」により、町内で新たに就農した農業経営者の自立促進と経営安定を図ります。「農業経営継承奨励事業」により、後継者への円滑な経営継承を図るとともに、後継者の早期かつ主体的な経営参画を促すことにより、経営基盤の強化と地域農業の持続的発展を図ります。「酪農ヘルパー補助事業」により、労働負担の軽減と生産コストの削減などを進め、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。「家畜伝染病救済対策事業」により、牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場に対する防疫作業等に必要な費用について支援することで生産体制の早期回復及び経済的損失の緩和を図ります。

近年、増加の一途をたどる有害鳥獣による被害防止対策として、捕獲従事者の増員に資する支援制度を新たに設けます。森林が有する地球温暖化抑制、災害の未然防止・国土保全、水源涵養、保健・保養などの多面的機能の重要性が改めて見直され始めており、適切な森林整備等を進めていくことは国土や国民の命を守ることにつながることから、町では「町有林整備事業」及び「豊かな森づくり推進事業」により、森林資源の循環利用や森林機能増進を図ります。また、森林環境譲与税基金を活用し「民有林整備支援事業」のほか、既存の「森林整備促進事業」について対象となる事業を拡充し、更なる民有林の整備促進を図ることに加え「新生児誕生記念木製品贈呈事業」により、町民が町内産木製品に触れ合う機会を通じて木材や木の文化への親しみを深めます。

商工業は、人口減少や、インターネットの利便性向上等による地元購買力の町外流出増加、また、コロナ禍や急激な物価高騰の影響により、商工業経営は厳しさを増しています。加えて、経営者の高齢化や後継者不足により事業の承継や経営の存続が危ぶまれる状況にあるほか、技術者や従業員の確保、事業者の経営力強化を目指した経営発達及び事業継続への支援が喫緊の課題となっていることから、商工会と連携の下、商工業者の経営力強化や事業継続、従業員の確保・育成を包括的に支援するほか、地域おこし協力隊制度を活用した後継人材の育成について検討を進めます。また、地域経済の活性化を目的とした「地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業」や「商工業応援スタンプラリー事業」への支援

を通じて町内消費を喚起し、地域経済の循環促進を図ります。「まちづくり事業」により、地場企業等が行う新たな取組や起業への支援「商工業等振興促進事業」により、店舗の新築や改修などの事業用施設の整備費用への支援「商工業経営力強化実装支援事業」により、経営力の強化につながる設備投資への支援「商工業人材育成支援事業」及び「雇用促進事業」により、企業人材の確保や育成への支援等、これら施策を包括的に運用することにより経営基盤の強化や活力ある地場企業の育成及び振興を図ります。また、喫緊の課題である事業承継については、町内で商工業を営む個人又は法人を対象とした「商工業事業承継奨励事業」への支援により、地域経済規模の維持及び事業承継後の経営安定化を図ります。また「協働のまちづくり活動支援事業」により、地域ぐるみでの特産品創出に向けた取組等の推進に努めます。「ふるさと応援推進事業」については、返礼品の充実を図りつつ、まちの特産品PR及びふるさと納税増収に努めます。町産ミズナラ樽及びワイン用ブドウによる商品開発等については、引き続き包括連携協定を締結する北大天塩研究林及び曲イ（かねい）田中酒造株式会社のほか、産学関連機関・企業との連携を一層強め、商品販売や食イベント等を通じて本町のPRに努めます。

町では、観光振興を通じてまちが潤い、元気になることなどを基本理念とする幌延町地域振興（観光）計画に沿って、観光資源の定着やまちの賑わい創出を図ることとしています。利尻礼文サロベツ国立公園の国立公園指定50周年を記念して、構成自治体共同によるスタンプラリーやフォトコンテストなどの参加型イベントを実施するほか、本町国立公園区域の紹介及び魅力発信を目的に空撮動画制作を町単独事業として実施し、更なる機運の醸成を図ります。また、名林公園まつりをはじめとした交流人口拡大に資するイベントへの支援を継続するほか、包括連携協定を締結する株式会社北加伊道との協働や地域おこし協力隊制度の活用により、観光振興施策の推進を図り、イベント内容の充実や観光施設の魅力向上に努めます。

深地層の研究については、日本原子力研究開発機構が「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に基づき推進しており、昨年度から開始された深度500メートル調査坑道の整備に向けた掘削工事が継続して行われるほか、アジア地域の地層処分に係る国際研究開発拠点として、幌延深地層研究センター地下施設を活用した先進的な安全評価技術や工学技術に関する研究が進められます。町としては「三者協定」「深地層の研究の推進に関する条例」を踏まえたうえで、幌延での研究成果が国内はもとより広く世界に向けて最大化され、次世代を担う国内外の技術者育成に寄与されるよう、研究の推進に協力し支援していきます。また、幌延の地下研究施設は最終処分場としない場所で技術を磨く「ジェネリック地下研究施設」であることや、研究の目的及び成果など地層処分にに関する知識の普及を目的とした周知広報について、関連情報の収集に努めつつ、広報誌等への記事掲載、おもしろ科学館等のイベント開催等を通じて継続的に支援します。併せて、関連する調査・研究事業についても協定や条例の趣旨を踏まえ、誘致又は受入れを推進します。幌延地圏環境研究所については、第3期長期研究計画の4年度目を迎え、地中でバイオメタンを生成する技術の実用化研究とヨウ素など有用資源の探索に重点的に取り組むことにより、更なる研究成果が期待されますので、引き続き研究の推進を支援します。再生可能エネルギー



については、道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するため、浜里地区における風力発電事業等への協力を通じ、地域における環境保全やエネルギー自給率の向上、温室効果ガス抑制など脱炭素社会推進への貢献を図っていきます。また、講演会等の開催により、脱炭素の理念を広く住民に周知する機会を設けます。企業誘致については、これまでも事業所等の新設に係る費用支援を目的とした「企業立地促進奨励事業」や各種商工業振興施策等との包括的な情報発信に努めており、今後も有益な情報を提供し、企業の立地を推進します。

次に「健やかな暮らしを共にささえる」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」となったことから、私たちは以前の生活に戻りつつあります。町では「第2期幌延町健康増進計画」に沿って「自らの健康状態が良いと感じる人を増やす」ことと、「健康寿命を延ばす」ことを2大目標として保健事業を推進し、住民の健康づくりを引き続き後押ししていきます。また、今年度は本計画の中間評価・見直しの時期であると同時に、平成31年度に策定した「いのちを支える幌延町自殺対策行動計画」も最終評価・見直しの時期となっていることから「第2期幌延町健康増進計画」に包含した内容で計画策定を進めます。母子保健事業では、妊娠・出産から子育てまで母と子の健康を確保できるよう、産後1年以内の母子の心身ケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」のほか、妊産婦健康診査や新生児の聴覚検査に対する助成事業を継続していきます。不妊・不育症治療費については、治療費の他に治療に係る交通費や宿泊費への一部助成拡充を進めるほか、特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療についても費用の一部助成をしていきます。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を進めていきます。疾病予防対策として、住民が健康に関する正しい知識を持ち、日常の運動や食生活などの生活習慣を改善していけるようサポートするとともに、感染症に対する予防のため各種予防接種費用の助成を継続し、予防接種が適切な時期に安心して受けられるよう努めます。住民の自主的な健康づくり活動を進めるため、運動習慣の定着を目的とした運動教室や、健康的な食習慣を推進するための料理教室を実施するほか「いきいきブルピーポイント事業」を推進します。住民が安心して暮らせるよう、初期医療と24時間救急医療体制の確保に努め、消防機関や2次・3次医療機関、保健・介護機関との連携を促進するとともに、診療所スタッフの安定確保や医療施設の整備を進めるため、医療技術者住宅の建設や診療所防火設備の強化を図ります。更に、診療情報システムの整備により電子カルテを導入することで、医療分野におけるDXを通じたサービスの効率化や質の向上を目指します。また、歯科診療所については、老朽化した医療機械器具や歯科診療システムなどの更新を計画的に進め、治療体制の充実を図ります。

高齢者が様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けられるよう、包括的に支援する「地域共生社会」の実現が求められています。独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう「高齢者等交通費

助成事業」と「高齢者生活支援事業」を継続実施するとともに、町内外の関係機関と連携して各種介護サービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。独居高齢者の安否確認や安全を守るため、緊急通報システムの設置や安心バトンの配置を引き続き行うとともに、民生委員や民間事業者の方々と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。認知症などにより判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見支援センターと連携し市民後見人へのフォローアップと住民への普及啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。介護保険事業は、新たに策定した令和6年度から8年度までを期間とする「第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、自立支援・介護予防・重度化防止の取組を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の推進等を重点課題に掲げ、各種取組を推進していきます。また、今年度から新たな取り組みとして、介護保険被保険者となりながらも1度も介護認定を受けていない90歳以上の高齢者を「町の介護予防の実現者」と称え、元気に自立生活を営む高齢者として表彰します。介護予防のために高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、作業療法士等を活用した閉じこもり予防のための「にこにこ教室」や、運動・口腔機能の向上を図る「はつらつ教室」を継続します。

国は、少子高齢化が進み2025年に団塊世代が75歳以上になることから、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように「医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つを柱とした地域の包括的な支援・サービスの提供体制」として、地域の特性に応じて、自治体や各事業所、民間企業が自主的に連携しながら高齢者の暮らしを支えることを目指した「地域包括ケアシステム」を各自治体に構築しようと進めています。そのため、幌延町では今年度より地域包括ケアシステム構築を進めるため、地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター」を新たに配置し、暮らし慣れた場所で高齢者が安心して暮らし続けられるように、地域のニーズを掘り起こし、そのニーズに合った福祉サービスや住民同士の助け合いの仕組みを考えていくなど、地域の高齢者生活支援を行っていきます。施設介護の中心的施設である特別養護老人ホーム「こざくら荘」は、収支不均衡が続いていますので、運営法人に経営努力を求めるとともに、運営費の一部と施設補修経費等に対し補助します。不足する介護職人材の確保のため、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟を継続し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金の支援を行います。

子育てにおける負担感の増大や保育ニーズの拡大など、社会環境の変化により地域全体で子育て家庭を支え、子どもを健やかに育む環境づくりが求められています。子育て支援施策は、昨年度実施した基礎調査を基に、新たな「第3期幌延町子ども・子育てプラン」を策定します。安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦の健康相談や母子保健事業など、妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体とした「出産・子育て応援事業」や出産祝金及び養育手当支給事業を継続します。また、子育て支援センターを中心に、子育てに関する情報提供や交流の場の提供などを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

近年では全国的に猛暑日となる日が増え、宗谷管内においても熱中症警戒アラートが発表されるなど、夏季期間の高温が続いていることから、体温調整の未熟な乳幼児を預かる認定こども園や問寒別へき地保育所への空調設備の設置工事を進めていきます。認定こども園や問寒別へき地保育所の運営体制を維持するとともに、研修により職員の資質向上を図り、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、言語や運動、リズム感等の習得能力が高いと言われている幼児期に、様々な経験を積み重ねられるよう、英語教育、自然体験学習、リズム教育などを継続実施するとともに、育まれてきたことが、小学校での生活や学習に円滑に接続されるよう、小学校との連携を図っていきます。放課後児童保育は、スタッフの確保に努めるとともに保護者と連携して安定的な運営を図ります。また、高校生までの「子ども医療給付費事業」や「奨学資金貸付制度」などにより、子育て期の医療や教育に掛かる経済的負担の軽減を図ります。

障がい者福祉については、新たに策定した令和6年度から8年度までを期間とする「幌延町障がい者総合支援計画」に基づき、支援やサービス確保への取組を進めます。障がい者やその家族が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援に資する「高齢者等交通費助成事業」を継続するなど、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。また、町内の福祉施設や事業者の方々と連携しながら、障がい者の就労の場づくりと就労支援を図ります。幌延町・天塩町・遠別町の3町で共同設置している子ども発達支援センターが安定的に運営され、利用者へのサービスが継続されるよう、2町と連携を図っていきます。心身障がい者等が治療や検査を受ける場合や、自立支援や発達支援のために道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合に、障がい者等の経済的負担軽減を図るため、費用の一部助成を継続します。知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる幌延町立北星園やグループホームについては、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適切に管理運営されるよう努めます。

低所得者の自立を図るため、関係機関と連携して生活困窮状態への支援や、生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。また、高齢者世帯等の低所得者世帯に対し、灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う「冬の生活応援事業」を継続します。国民健康保険事業は平成30年度に都道府県単位化が図られ、北海道が国保運営における中心的な役割を担っており、令和12年度を目途に、全道の保険料負担の平準化が進められていく予定となっていますので、これに伴い加入世帯の負担が激変しないよう考慮しながら、保険税率等の見直しに取り組んでいきます。

次に「生きる力と文化を育む」について申し上げます。

幌延教育の発展に向けて、幌延町の子どもたちや地域住民の「学びの権利の保障」を目指して、予測困難な時代を乗り越えていくことができるよう「自分で考え、他者と対話し、まわりの力を活用しながら判断し、決定して、行動する力」を育成するため、教育環境の整備を進めます。学校教育では、これまで取り組んできた「小中一貫教育」や「学力・体力の向上」「いじめ防止」「学校における働き方改革」「ICT環境の充実」等を、引き続き推進するほか、地域の活性化にもつながる「地学協働体制の構築」を推進する等、本

町の特性を活かした教育の充実に力を注いでいきます。特に、小中一貫教育については、施設一体型小中一貫校の令和9年度開校を目指し「幌延中学校区小中一貫教育検討部会」を中心に、子どもたちや保護者、地域住民の声を存分に取り入れて教育委員会が作成した基本構想を基に、開校準備を積極的に進めていきます。そのため子どもたちの自律の確立と他者の尊重、多様な人々との協働をとおして学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備に努めます。

社会教育では、地域住民が生涯をとおして豊かに学び、生きがいを実感できるよう、幼児から成年、高齢者まで、それぞれの年代に応じた学びの機会や学習成果の発表の場を精選しながら、活動への支援や環境づくりに努めます。施設の改修については、今年度は、幌延中学校屋内体育館の外壁・屋根の補修工事や、総合体育館のトレーニング機器の一部入替えを進めます。私は、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重し、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が協働して、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創造の原動力となる教育施策を推進していきます。

次に「豊かな自然と安全を守る」について申し上げます。

産業経済活動の拡大や生活行動の広域化、地域間交流の活発化などにより、道路網はより重要で必要不可欠な社会基盤となっており、道路インフラの整備促進は、地域住民にとって喫緊の課題である一方、昭和から平成にかけて整備された社会基盤の老朽化が進んでおり、安全確保に向けた点検と補修による長寿命化についても並行して計画的に進める必要があります。北海道縦貫自動車道整備に伴う名寄・稚内間における規格の高い道路整備については「中川～天塩」間における計画段階評価のプロセスとして各種検討が開始されていることから、関係団体と連携のもと、引き続き、新規事業化に向けた要望活動を実施します。国道40号の整備は、昨年度、天塩防災事業の幌延インターチェンジ南口から幌延インターチェンジ橋までの区間が供用開始となり、幌延町内における本事業の全てが完了したところですが、引き続き天塩町内の区間についても、早期事業完了に向け、要望活動を継続します。

道道整備については、稚内幌延線の幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路改良工事が昨年度に引き続き進められます。道道における車両及び歩行者の安全通行に資する道路整備の促進について、北海道に対し引き続き要請します。町道整備については、令和5年度に着手した幌延北進線及び駅前仲通線の道路改良工事を引き続き実施します。橋梁整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき北斗橋外4橋の補修工事及び八千代橋外5橋の補修に係る設計を実施します。道路維持補修については、損傷度合を適宜確認のうえ、オーバーレイや舗装の打ち換えを実施します。また、林道北幌延線の路盤改良、林道雄興問寒別線舗装補修を行い、適切かつ計画的に維持管理を進めつつ、道路交通の安全確保に努めます。老朽化が進む道路センター管理棟及び車庫について、2か年での補修工事に着手します。

鉄道については、JR北海道が宗谷本線の名寄・稚内間を「当社単独では維持することが困難な線区」と公表して以来、鉄路は道北地域における重要インフラとの認識のもと、持続的に維持していくための仕組みづくりに取り組んでおり、沿線自治体などで構成する

宗谷本線活性化推進協議会において、令和元年度から令和5年度まで利用促進や経費節減等の事業計画を推進してきたところですが、新型コロナウイルスの影響により効果が発揮できなかった利用促進等の取組について内容を見直し、実証事業として行うことも含め検討・実施するなど今後3年間を目途として事業の抜本的改善方策を取りまとめることとしています。町としても鉄道利用の促進に資するイベントの実施・協力、環境整備などの取組に加え、地域における公共交通手段確保や観光資源保全の観点から、当面は町が管理人件費及び駅舎等の維持管理費を負担することにより、存続を図ることとしています。

住民の生活交通対策については「地域公共交通活性化基金」を活用し、バス路線の維持に係る補助を継続して生活交通路線等の確保を図るほか、令和5年度中の策定を予定する「地域公共交通計画」における日常生活交通の推進を図ることを目的に、町内の交通体系の見直しと確保・維持のため、地域デマンド交通運行に向けたシステム開発、車両購入及び地域おこし協力隊などの人材確保等体制整備を進め、実証試験を実施します。また、高齢者等の交通弱者や自動車運転免許返納者の日常生活における利便性向上を目的とした、ハイヤー利用運賃等助成を引き続き実施します。

公営住宅の機能維持を目的とした長寿命化改修を順次進め、今年度は「公営住宅長寿命化改修事業」により、宮園団地1号棟の屋上防水及び内外壁などの補修を実施します。名林公園の保全については、樹木診断の結果をもとに適宜、伐採など適切な処置を講じます。また「山村広場ステージ補修事業」により、塗装の劣化が進むステージ内側の補修を実施します。

簡易水道については、老朽化が進む施設や機器の更新を計画的に進め水道水の水質保全と安定供給に努めます。今年度は、幌延北進線、駅前仲通線及び道道稚内幌延線の配水管布設替えを実施します。公共下水道については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路改修工事を実施します。下水道管路については、整備以来25年以上経過しており、毎年実施している管渠調査の結果に基づき、老朽化等により改修を要する町道3条仲通線、町道駅前仲通線及び駅前交差点の管路改修工事を実施します。また、特定環境保全公共下水道計画について、今後の事業方針等を精査のうえ、事業計画を更新するほか、下水道の役割や仕組み等の啓発を目的に展示用カラーマンホールを制作します。簡易水道及び下水道事業については、令和5年度から公営企業会計へ移行したことに伴い、水の供給や下水道の処理など住民サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等が必要不可欠であるとの考えのもと、経営戦略及びストックマネジメントを適宜改定のうえ、健全な運営に努めます。

現在、地球規模での廃棄物の増加と質の多様化による環境破壊が深刻化しており、地球温暖化や海洋汚染等が世界的な問題となっています。また、国内では一般廃棄物の最終処分場も不足している現状にあり、持続可能な循環型社会形成に向けた取り組みが急務となっています。最終処分場の処理可能年数を延ばして、今後の費用負担軽減を図っていくため、スリーアール、リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化する）に関する取り組みを、西天北五町衛生施設組合と連携して推進していきます。また、同組合において原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製

品廃棄物の分別収集が新たに開始されますので、組合及び関係町村との連携協力の下、住民への適切なゴミの分別と排出への協力を働きかけ、一般ごみの減量化に取り組みます。

住民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の整備を進めます。今年度は、問寒別分遣所の小型動力ポンプ付き積載車の更新を行います。なお、消防の車両や資機材等については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。

防災対策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方により、住民の自助や共助意識を高める防災教育、住民の避難に関することなど、平時における市町村の役割が増えています。風水害や土砂災害、地震、長時間停電など、突発災害への対応力を備えることが町としての重要課題であることから、今後は令和6年2月に新たに配置した防災専門員による防災意識を高める取組や防災教育を推進するとともに、自主防災組織との連携強化に努めます。また、水害や感染症、避難所に対応するための備蓄の増強及び備蓄品の管理方法等について検討を進めます。

道内各地で特殊詐欺の被害が相次いで発生していることから、町民の皆様を特殊詐欺被害から守るため、天塩警察署との連携を密にし、防犯ステーションや見守り活動を促進するとともに、犯罪抑止効果の高い録音機能付き電話機購入代金の一部を助成します。

「ポロヌプ」に開拓の鋤がおろされてから125年。鬱そうたる樹林に覆われた北の大地を開いた先人たちの労苦は筆舌に尽くし難く、前人未踏の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな労苦や困難にもくじけない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え、幾多の苦難を乗り越えて、今日の「ほろのべ」を築いてこられた偉大な先人に学び、感謝するとともに、その意志を受け継ぐべき者たちとして「開拓者魂」と「不撓不屈の精神」をもって様々な課題に立ち向かい「ほろのべ」の2世紀目を切り開き、築いていかなければなりません。

皆さん、幌延町の未来創造に向かって、力を結集し歩みを進めようではありませんか。ここに、住民並びに議員の皆様の深甚なる御理解と御協力をお願い申し上げ、令和6年度町政執行方針といたします。

議長 西澤裕之君

ここで、14時25分まで休憩します。

(14時14分 休憩)

(14時25分 開議)

休憩前に引き続き会議を再開します

教育長 青木順一君

令和6年第2回幌延町議会定例会の開会に当たり、令和6年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

昨今、これからの予測困難であるソサイエティ5.0時代を見据え、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求

められております。そのため、昨年度、幌延町教育目標を改定したところでありますが、それに伴い、町内の各小中学校が学校の教育目標を見直し、改定作業を行っており、町内すべての学校において「自律・尊重・協働」をキーワードに学校経営を進めるところであります。

また、小中一貫教育については、小学校と中学校が一体となり、9年間を見据え、中学校卒業時の15歳の姿に関して教職員をはじめ、保護者や地域住民の方々と共有することや、小学校と中学校で一貫した指導方法の継続性、指導内容の系統化が必要であると考えております。

今年度中には基本構想を確定し、来年度には基本設計・実施設計等を進めるとともに、学校、保護者、地域住民の代表で構成された「小中一貫教育検討部会」での協議を重ね、本事業を着実に進めていきたいと考えております。

幌延町教育委員会としては、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が連携・協働し、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創造の原動力となる教育施策を着実に推進し、本町の教育行政の充実・発展に取り組んでいきます。

それでは、令和6年度の教育行政執行方針につきまして、次の三つの大きな柱の下、執行していきたいと考えております。

大きな柱の一つ目であります「学ぶ権利の保障」についてであります。子供たちがこれからの時代を生きていくために必要となる資質・能力を小中一貫して発達の段階に応じて、確実に身に付けさせることが重要です。そのため、次の三つの取組を重点的に推進していきます。

一つ目の教育内容の充実には、四つあり、一つ目は学力・体力の向上であります。令和の日本型学校教育を目指し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し「主体的、対話的で深い学び」の授業改革を行うとともに、運動やスポーツに親しむ機会や運動の習慣化につながる取組を実施し、体力向上を図ります。そのため、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善による確かな学力を育成します。目的の一貫性、指導方法の継続性、指導内容の系統性がある小中一貫教育を推進します。教科担任制や小中交流学习、小学校への乗り入れ指導を取り入れた指導を実践します。全国調査の結果の分析からみた根拠のある指導を工夫します。自律的な生活習慣を定着させます。

二つ目は豊かな心の育成です。子どもたちにとって善悪の判断を持ち、行動するという力を身に付けるためには、安心・安全な環境の下、自己決定し、共感的人間関係を築き、自己存在感を味わうような環境に浸ることが重要です。そのため、いじめの未然防止に向けた教育相談の実施と心理的安全性の確保に努めます。生徒指導の四つの機能を生かした自己指導能力を育成します。多様性を理解し、他者を尊重する人権教育を推進します。スクールカウンセラーや心の教育相談員を効果的に活用します。

三つ目は「特別支援教育の推進」であります。特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の充実を図ることが重要です。そのため、関係機関等と連携した特性の把握と支援を行います。幌延町子育てファイルや個別の教育支援計画等を活用した支援を行います。幌延町教

育支援委員会や専門家チームにより支援します。専門家と連携したケース会議を実施します。

四つ目は「特色ある教育の推進」です。子供たちがこれからの予測困難な社会を生き抜くためには、ふるさと幌延町に誇りを持つことや技術革新に対応する情報活用能力、国際社会の一員として求められているコミュニケーション能力などを育成することが重要です。そのため、自然環境や産業などを生かした体験活動やふるさと学習を充実します。キャリアパスポートや職業体験等を活用したキャリア教育を充実します。ICTの特性を生かした授業実践を推進します。ALTや支援員を活用した外国語学習を充実します。遠隔教育による学びの保障を行います。

二つ目の「教育環境」については、子どもたちが快適で安全・安心に学習できる環境を整備するとともに、教職員が子どもたちと触れ合う時間等を確保するため働き改革を推進していくことが重要です。そのため、施設一体型小中一貫校の設立に向けた基本設計の策定を行います。学校施設や給食センターの修繕や維持管理を行います。交通安全や防犯防災教育の充実による安全確保に努めます。コミュニティ・スクールを活用した学校運営を推進します。地域の人的・物的資源の活用や社会教育と連携した体験活動を充実します。奨学資金制度の活用を啓発します。

三つ目の「教職員の資質・能力の向上」については、教職員は、法令を遵守し、時代の要請に応じて、積極的・継続的に研修に努めるなど教職員としての資質・能力の向上に努めることが重要です。そのため、専門性を高める研修会等へ積極的に参加するよう促進します。幌延情報教育センター等が主催する実践的指導力を高める指導を充実します。教職員の服務規律の徹底に努めます。幌延町アクションプランに基づいた働き方改革を推進します。

大きな柱の二つ目「生涯教育の推進」についてであります。

町民一人一人の主体的な学習や町民相互の学習活動・地域活動は、地域の連帯や教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。それらを推進するために「幌延町第7次社会教育中期計画」の五つの柱に基づく社会教育事業を推進していきます。そのため、次の二つの取組を重点的に推進します。

一つ目の「生涯学習の環境づくり」については、町民一人一人が、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、乳幼児から成年、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充やその学習成果を生かすことができる環境を作ることが重要です。そのため、各種事業の精選と参加を促進します。学習会や展示会「ふるさと自然体験チャレンジ教室」「映画観賞会」等を開催します。町民が利用しやすい幌延町及び問寒別生涯学習センターを運営します。

二つ目の「学習機会・活動の充実」については、家庭教育、子どもたちの健全育成、体験活動の充実を推進するためには、地域の教育資源などを生かした取組が重要です。そのため、生きがい教室等の高齢期学習を充実します。ふるさとの自然とのふれあい事業や親子・異世代交流事業を充実します。幌延町子ども会育成連絡協議会やワラベンチャー問寒クラブ等の活動を支援します。



大きな柱の三つ目であります「生涯スポーツ・芸術文化の振興」についてですが、町民の社会参画活動を促進するためには、町民のスポーツ活動の支援や主体的な創作活動や文化祭事業への支援、全国大会出場等への補助、施設の設備や機能を充実させるとともに、文化活動を支援していくことが重要です。そのため、次の二つの取組を重点的に推進します。

一つ目は「生涯スポーツの促進と施設等の整備」であり、生涯にわたり健康で活力のある生活を送るため、スポーツ施設の充実や環境づくりを推進します。そのため、各種スポーツ教室の実施やスポーツ行事等の周知を行います。体育協会やスポーツ少年団等に対して支援を行います。各種施設の補修や維持管理を行います。

二つ目は「芸術文化活動の推進」であり、芸術文化に親しむ環境づくりでは、町内の施設の環境整備や文化活動を広める町民の自主的な創作活動や地域の文化祭事業等を開催している幌延町文化協会への支援を行います。そのため、生涯学習センターや美術館を活用した各種事業を実施します。文化協会や文化芸術活動に対して支援を行います。企画展や読み聞かせ、ブックスタートの実施による図書室の利用を促進します。認定こども園や問寒別へき地保育所への移動図書室を実施します。学校への図書貸出しによる読書の習慣付けを促進します。

以上、令和6年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ～笑顔と希望に満ちあふれるまちほろのべ～」の推進に一層の努力を重ねる所存です。町民の皆様、町議会の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、来年度の教育行政執行方針といたします。

議長 西澤裕之君

以上をもって、令和6年度町政執行方針並びに令和6年度教育行政執行方針を終わります。

お諮りします。

この際、日程第15 議案第9号「幌延町会簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」日程第16 議案第10号「幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号の2件を一括議題とします。

議案第9号及び議案第10号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

ただいま一括議題となりました。

議案第9号「幌延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第10号「幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者

の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、水道整備及び管理行政の機能強化を図ることを目的に、令和6年4月1日から国が定める水道法等による権限を従前の厚生労働大臣から水道の基盤強化等に係る事務について、社会資本整備に関する知見を持つ国土交通大臣、水質及び衛生等に関する事務については、環境保全等に関する知見を持つ環境大臣へそれぞれ権限を移譲することに伴い、関係する条例の改正を行おうとするものであります。

まずは、議案第9号につきまして、お配りした新旧対照表を御覧ください。

幌延町簡易水道事業給水条例につきましては、第4条、給水施設の新設等の申込み、第34条、給水装置の基準違反に対する措置、第2項ただし書及び第38条、過料、第1号中に記載あります厚生労働省令を国土交通省令に改めようとするものです。

続いて、議案第10号につきまして、同様にお配りした新旧対照表を御覧ください。

幌延町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましては、第4条、水道技術者の資格、第1項第6号中に記載のあります厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めようとするものです。

なお、これらの条例については、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第9号並び及び議案第10号に係る提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3番 深澤博幸君

お聞かせ願いたいと思います。

管理者の話なんですけど、大臣が二人いるんですけど、これ、二人の許可がなかったら、できないということ。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問でございますけれども、これまで、厚生労働大臣が所管しておりました事業区分が二つに分かれるという形になりますので、二人の大臣というわけじゃなくて、項目に応じまして、それぞれの大臣の所管となるということでございまして、水道整備管理行政の強化を図るということで、基盤強化に係る事務、社会資本に係る知見を持つものは、国土交通大臣、水質衛生に関する事務については、環境大臣というふうに分かれるというようなことをご理解をいただければと思います。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号及び議案第10号の二件は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 11 号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第 11 号について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

議案第 11 号「幌延町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

幌延町介護保険条例は、本町の第 1 号被保険者が納める介護保険料の額や納付方法に係る条例です。国が令和 6 年 1 月 19 日に公布した介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、地方自治体は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年を期間とする第 9 期介護保険事業計画策定に併せ、計画期間中の介護保険料の改定が求められており、本町においても、国の基準に基づき、第 1 号保険料の多段階化として、標準 9 段階から標準 13 段階への見直しと保険料率の改定に係る条例改正を行うものであります。

また、この条例改正の目的は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後、介護給付費の増加を見据え、第 1 号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るための見直しとなります。

次に附則ですが、第 1 条では、この条例の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしており、第 2 条では、令和 5 年度以前の保険料については従前の例によるものとしています。

以上議案第 11 号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第 18 議案第 12 号「幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」日程第 19 議案第 13 号「幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」日程第 20 議案第 14 号「幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」日程第21 議案第15号「幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の4件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第15号までの4件を一括議題とします。

議案第12号から議案第15号までの提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

ただいま一括上程されました議案第12号「幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」議案第13号「幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」議案第14号「幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」議案第15号「幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準の改正は、3年に一度、介護報酬の改定と併せて行われます。

この度、令和6年度の介護報酬改定が行われることとなり、国が令和6年1月25日の指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を公布したことにより、関係する省令の改正が行われました。

これを受け、地方自治体は省令で定める基準を参考に、関係条例の改正を行う必要があり、本町では介護サービスに関する次の4条例の一部改正を行うこととなっています。

議案第12号の幌延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、要介護1から要介護5までの要介護者に対するサービスで、定期巡回、随時対応型訪問、介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型訪問介護、認知症対応型通所介護などの人員、設備、運営に関する基準を定めている条例ですが、主に施設管理者が兼務することができる他事業所の範囲について、敷地要件やサービス類型等を限定しないことと改めるほか、利用者及びほかの利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることなどを追加する改正となっています。

議案第13号の幌延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介

護、及び介護予防認知症対応型共同生活介護の人員、設備、運営に関する基準を定めている条例ですが、主に介護予防認知症対応型共同生活介護において、事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関等との実効性のある連携体制を構築するための見直し等を行う改正となっております。

議案第14号の幌延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例は、指定介護予防支援事業の人員や運営などの基準に関する条例ですが、主に人員の基準について、要支援者については現行全て地域包括支援センターにおいて介護予防支援の提供を行っているところ、新たに設けた人員基準を満たす場合、指定居宅介護支援事業所も提供を行うことができるようにすること等と改める改正となっております。

議案第15号の幌延町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、指定居宅介護事業者の指定に係る申請者の要件、並びに指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準に関する条例ですが、主に介護支援専門員一人当たりの要支援者、要介護者の取扱い件数について、現行上限が35名であるところ44名に改めることのほか、運営規程の重要事項について、現行の事業所での書面掲示に加え、原則としてインターネットによる公衆への閲覧の義務付けなどを追加しています。

なお、これら四つの一部改正条例は令和6年4月1日から施行することとしておりますが、経過措置が設けられているものにつきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第12号から議案第15号までの提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第15号までの4件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第16号「幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第16号「幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の

提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、上位法と表現させていただきますが、その上位法の改正により、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の照会、提供、いわゆる情報連携を行う事務及び特定個人情報のことが、それぞれ特定個人番号利用事務、利用特定個人情報という用語で表記するように改正されたことに伴い、整合性を確保する必要があることから本条例を改正しようとするものです。

以下、配付した新旧対照表と併せて御覧ください。

第2条の改正は、この度、新たに表記されることとなった特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の要望を定義付けする改正で、いずれも上位法を引用することとしています。

第4条第1項及び第3項の改正は、新たに表記されることとなった特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に関し、上位法との整合性を確保する必要があることから、文言を改正しようとするものです。

最後に附則であります。この条例は、上位法の施行の日から施行することとしております。

以上、議案第16号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第23 議案第17号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第24 議案第18号「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び議案第18号の2件を一括議題といたします。

議案第17号及び議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課参事 山本基継君

ただいま一括上程されました議案第17号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」議案第18号「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を説明いたします。

本町では、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略における定住施策として、平成28年度から、民営賃貸住宅建設促進助成制度及び定住促進持家住宅建設等奨励制度を運用しております。

この度の改正は、昨今の建設費等の高騰等に対応し、更に定住促進に資する制度となるよう、関係条例を改正しようとするものです。

まず、議案第17号の「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例」について、議案と併せて、御手元の新旧対照表を御覧ください。

本制度は、民間活力による良質な賃貸住宅の確保と住環境の整備を図ることにより、定住促進等を図ることを目的とした制度ですが、昨今の建設費等の高騰への対応や期待した実績件数に至っていないことから、助成対象者及び助成金について、内容を見直すこととしております。

第2条第1号イで規定する入居後の毎月の家賃上限については、1千分の5.5から1千分の5.0に引き下げることにより、後ほど御説明する助成金増額による家賃への影響を軽減し、第3条で規定する助成対象者については、これまで町内に居住、または町内に本店もしくは支店の住所を有しているものに、限定しておりましたが、より住宅建設が進むことを期待し、助成対象者を町内に限定しない規定としています。

第4条の助成金についてですが、施工業者が町内建設業者か町外建設業者によって金額に差は設けておりますが、いずれの場合も、昨今の建設費高騰等に対応するため、助成金の助成率、1戸当たりの助成金の額、間取りごとの面積をそれぞれ引き上げることとしております。

次に、議案第18号の「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、本制度は、定住人口の増加を図るため、持家住宅の新築改修及び取得を奨励し、福祉の向上と地域経済の発展に寄与することを目的とした制度ですが、昨今の建設費等の高騰に対応するため、第6条で規定する補助金の額の上限額を、新築については、300万円を400万円、改修については、150万円を200万円にそれぞれ増額することとしております。

なお、これらの条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第17号及び議案第18号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号及び議案第18号の件は、討論を省略し、

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第19号について提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦 君

議案第19号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

令和5年4月の地方自治法等の改正に伴い、令和6年度から全ての会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本町においてもこれを準拠することとし、関係する条例を改正しようとするものです。

また、各条例の整合性を確保するため、文言の整理をする改正も併せて行っておりますが、これらに関する詳細な説明は割愛させていただきます。

それでは配付した新旧対照表を御覧ください。

1 ページ、改正条例の第1条は、幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正規定です。

第4条第1項では、フルタイム会計年度任用職員の給料に勤勉手当の文言を追加することとし、次の第19条は勤勉手当の支給に関する改正で、支給率を幌延町職員の給与に関する条例から引用する旨規定しています。これにより、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給率は、正職員同様、6月と12月でそれぞれ100分の102.5になります。

次に、同ページ下段、改正条例の第2条は、幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正規定です。

まず題名に勤勉手当の文言を追加し、第1条及び次ページの第3条では、本条例の趣旨及び報酬に勤勉手当の文言を追加することとしています。

第8条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する改正で、第1号では支給対象者に関し、6月以上の任用が必要な旨を規定するものです。

第2号では、勤勉手当支給率の上限に関し、6月と12月の基準日において、それぞれ100分の48.75と規定するものです。

第3号では、支給の基礎額に関し、基準日以前6か月の平均額をもって基礎額とする旨規定するものです。

次に3ページの改正条例の第3条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

第7条では、基準日に育児休業をしている職員に関する規定で、会計年度任用職員を他の職員同様、育児休業中であっても、基準期間内に勤務実績があれば、支給の対象となる旨規定するものです。

次に附則ですが、この条例は令和6年4月1日から施行することを規定しています。



以上議案第19号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第26 議案第20号「令和6年度幌延町一般会計予算」、日程第27 議案第21号「令和6年度幌延町国民健康保険特別会計予算」、日程第28 議案第22号「令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」、日程第29 議案第23号「令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第30 議案第24号「令和6年度幌延町介護保険特別会計予算」、日程第31 議案第25号「令和6年度幌延町簡易水道事業会計予算」、日程第32 議案第26号「令和6年度幌延町下水道事業会計予算」の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第26号までの7件は、一括議題といたします。

議案第20号から議案第26号までの提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

ただいま一括して上程されました議案第20号から第26号までの令和6年度幌延町各会計予算につきまして、配付しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

1ページを御覧ください。

はじめに、政府予算案に触れさせていただきます。政府は令和6年度予算を歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算として位置付け、経済の好循環の起点となる賃上げの実現、デジタルグリーントランスフォーメーション、子供政策等の構造的な変化と社会課題への対応、外交安全保障、令和6年能登半島地震への対応など、我が国が直面する内外の重要課題へ対応すべく、一般会計予算総額で、歳入歳出112兆5,717億円を計上しました。これは前年度予算と比べ、1兆8,095億円伸び率にして1.6%減少しております。

歳入の租税及び印紙収入につきましては、所得税の減収や法人税及び消費税等の増収を

含め、0.2%増の69兆6,080億円を見込んでおり、公債金は35兆4,490億円で、公債依存度は31.5%となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は、93兆6,388億円で、前年度と比較して1.7%の増となっております。歳入の地方交付税につきましては、18兆6,671億円、前年度比1.7%の増加で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の一般財源総額は、62兆7,180億円で0.9%の増となっております。

次に、令和6年度幌延町各会計予算について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

予算の総括についてです。

予算編成に当たりましては、住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で、産業地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、併せて町財政の健全性を考慮しつつ、ひと・しごと・まちづくりを推進すべく編成を行いました。

また、総合計画における重点戦略を推進するため、財源の重点配分を行いました。

人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、暮らしの安心安全や生活、子育て、教育環境及び産業の維持安定に配慮しました。投資的経費につきましては、道路橋梁等の改良改修や公共施設の補修及び改修に重きを置くとともに、農業振興施策や商工業の経営基盤安定強化施策、住宅不足の解消に資する施策など、産業の維持安定や人口減少対策に資する取組を進めることといたしました。また、地方創生総合戦略として位置付けされる重点戦略に基づき、稼ぐ産業を作るとともに、安心して働けるようにするや町へ新しい人の流れを作る、結婚出産子育ての希望を叶える等のソフト事業への取組も進めることとしております。

1. 各会計別当初予算総括表を御覧ください。

一般会計から下水道事業会計までの7会計の予算額合計は79億5,881万8千円で、前年度当初予算と比べ7億3,501万2千円、10.2%の増となります。なお、令和5年度から会計区分を変更し、一般会計は普通会計に、国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計は公営事業会計、そして、簡易水道事業会計及び下水道事業会計は公営企業会計に分類しております。

下の表2. 当初繰越し予算の状況を御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算で繰越明許費として設定された2,732万9千円が、令和6年度への繰越しとなります。この繰越しを合わせますと、一般会計の合計は60億732万9千円で、全会計の合計は79億8,614万7千円の予算規模となります。

3ページを御覧ください。

3. 各会計別当初予算規模の推移です。

一般会計は、国保診療所特別会計への繰り出しなど、民生費の大幅な増加や自治体情報システムの標準化等に対応するための業務実施により60億円弱、全会計合わせて80億円弱の規模となり、当初予算としては過去最多の予算規模となりました。

4. 一般会計から各会計の繰出金では、令和6年度は診療所特別会計への繰り出しが職

員住宅や設備等の整備などで大きく増加したことから、前年度比2億8,100万円の増となりました。

4ページを御覧ください。

5. 各会計別地方債現在高です。

3会計の令和6年度末合計残高は、前年度末より2億7,905万円増加して41億131万4千円を予定しております。

6. 各会計別基金現在高では、4会計の令和6年度末合計残高は、前年度より8億501万3千円減少し、56億4,981万円を予定しております。

7. 北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より4,153万3千円減少し、令和6年度末で17億4,762万4千円を予定しております。

6ページを御覧ください。

10. 各会計別人件費の状況です。

会計年度任用職員を除く全会計106人の職員の人件費総額は8億2,060万8千円で、前年度当初予算と比べ80万2千円の増となります。一人当たり774万円で、共済費を除きますと、一人当たり620万円になります。主な増減要因として、給与改定や職員の採用等を見込み、給料で1,415万8千円、職員手当で805万9千円の増加、共済費は、地方公務員法改正による定年年齢引上げに伴い、退職手当組合負担金の額が令和5年度から14年度までの間、2分の1とする改正が行われたことから、今年度は2,141万5千円減少しております。

8ページを御覧ください。

一般会計予算の概要について御説明いたします。

令和6年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ59億8千万円で前年度当初予算と比較して4億7,500万円、8.6%の増となります。

9ページは歳入の内訳です。1款町税は5億1,009万2千円の計上で、前年度と比べ2,485万7千円、4.6%の減となります。これは、個人町民税や償却資産に係る固定資産税、町たばこ税の減少が主な要因です。詳細は12ページの(4)町税税目別収入の状況を御参照ください。10款地方交付税は、普通交付税の交付実績等を勘案し、5千万円増額して22億7千万円の計上で、2.3%の増となります。普通交付税及び特別交付税等の内訳は、13ページの(6)地方交付税と当初予算額決算額の推移を御参照ください。14款国庫支出金は4億674万1千円の計上で、1,655万9千円、3.9%の減です。これは、橋梁長寿命化改修に係る道路メンテナンス補助金の減少や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増加等が主な要因です。15款道支出金は2億6,740万4千円の計上で4,519万5千円20.3%の増です。これは農業水路等長寿命化防災減災事業に係る補助金や中山間地域等直接支払事業交付金の増加が主な要因です。18款繰入金は9億1,237万円の計上で、4億1,382万円、83.0%の増です。増減内訳は、繰入金が増加した基金は、減債基金及びふるさと応援基金で、合わせて3,590万円減少し、繰入れが増加した基金は、財政調整基金、ふるさと創生基金及び公共施設等整備基金等で、合わせて4億4,972万円増加しました。なお、繰入金の詳細は、

20ページの(7)基金積立取崩額、及び充当事業を御参照ください。20款諸収入は、1億3,548万2千円の計上で、1,559万7千円、10.3%の減です。これは問寒別地区草地畜産基盤整備事業に係る受益者負担金や産業地域振興センター利用者負担金等の減少が主な要因です。21款町債は9億8,020万円の計上で、1,490万円、1.5%の増です。増減内訳は増加では、医療技術職員住宅整備事業や診療情報システム整備事業の実施に伴う増加や、診療所スプリンクラー整備事業、町道駅前仲通線等の道路改良事業、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業等に係る町債額が増加し、減少では、斎場改修事業や総合体育館自家用発電機等整備事業の完了に伴う減少や、下水道施設改修事業等に掛かる町債額の減少が主な内容です。内訳は、19ページの(6)町債の発行事業を御参照ください。

次に歳出の内訳について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

(1)の1.歳出款別予算額の内訳です。1款議会費は5,375万8千円で前年度と比べ28万8千円、0.5%の減です。職員人件費や議員報酬などの議会運営費のほか、新規事業として、議員視察研修事業を計上しております。

2款総務費は8億381万5千円で、1億2,444万7千円、18.3%の増です。主な事業として、移住定住促進事業、地域コミュニティー形成事業集落支援活動運営事業、地域公共交通運営事業、空家等対策管理費、幌延地圏環境研究所支援事業、基金管理事業等のほか、新規事業として、自治体情報セキュリティ強化対策事業、標準準拠システム移行事業、第6次幌延町総合計画策定事業、地域公共交通整備事業等を計上しております。

3款民生費は11億5,120万3千円で、3億4,314万7千円、42.5%の増です。主な事業として、こざくら荘支援事業、高齢者等交通費助成事業、老人福祉管理費、障がい者福祉管理費、認定こども園管理費、ひとり親家庭こども医療給付等事業等のほか、新規事業として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業や認定こども園及び問寒別へき地保育所に係る補修事業等を計上しております。

4款衛生費は3億3,904万3千円で769万円2.2%の減です。主な事業として、公衆浴場管理費、予防事業、母子保健事業、保健推進事業、町立歯科診療所運営事業、西天北五町衛生施設組合負担金等のほか、新規事業として健康増進計画策定事業を計上しております。

6款農林水産業費は7億4,757万1千円で、1億1,365万9千円、17.9%の増です。主な事業として、強い農業担い手づくり支援事業、草地生産性向上対策事業、農業支援員活動事業、中山間地域等直接支払い事業、町営牧場管理費、畜産基盤整備事業、農業用水道施設改修事業、森林整備促進事業、有害鳥獣駆除等のほか、新規事業として、農業機械整備事業、地図情報更新事業、民有林整備支援事業及び林道改良事業等を計上しております。

7款商工費は1億9,308万5千円で、2,795万5千円、16.9%の増です。主な事業として、商工業等振興促進事業、商工業経営力強化実装支援事業、商工業雇用促進事業、商工業人材育成支援事業、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業、トナカイ

観光牧場管理委託事業等のほか、新規事業として、商工観光振興支援活動事業、及び商工業経営支援資金利子補給事業を計上しております。

8款土木費は12億7,046万7千円で、1億3,525万7千円、9.6%の減です。主な事業として、町道の補修事業や除雪等の維持管理費、橋梁及び公営住宅の長寿命化改修事業、町道改良事業等のほか、新規事業として、道路センター補修事業、橋梁点検事業、山村広場ステージ補修事業を計上しております。

9款消防費は1億7,745万9千円で、2,135万円、13.7%の増です。北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金には、新規に小型動力ポンプ付積載車の更新費用分が含まれております。また、防災対策事業には、防災用備品及び感染症対策用品等の購入予算を計上しております。

10款教育費は4億7,751万7千円で、7,906万8千円、14.2%の減です。主な事業として、各小中学校及び社会教育施設に係る運営管理費、情報教育研究や特別支援教育、外国語教育の推進事業、スクールバス運行費用等のほか、新規事業として、幌延中学校補修事業、教員住宅整備事業、総合体育館トレーニング機器整備事業、社会教育支援事業を計上しております。

12款公債費は、地方債の償還等で7億5,108万5千円の計上、6,674万5千円9.8%の増です。

22ページを御覧ください。

(9)一部事務組合への負担金の状況です。

西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支所分の負担金内訳を整理しており、西天北五町衛生施設組合につきましては、普通建設事業費として、新規にリサイクルプラザの火災復旧工事費用の支出3,520万円を見込み、当町の負担金は前年度と比べ142万4千円増加し、8,079万2千円となります。23ページの北留萌消防組合につきましては、普通建設事業費として、小型動力ポンプ付積載車購入費で4,205万2千円が計上され、消防施設費が前年度より増加したことに伴い、当町の負担金は2,110万9千円増加し、1億7,321万3千円となります。

24ページを御覧ください。

(10)は地方諸消費税交付金のうち、社会保障財源化分3,540万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です。

25ページから32ページまでは、繰越事業も含めた令和6年度の主な事業の概要を整理しております。

33、34ページの(13)は、当該年度の事業のうち、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に係る事業と予算額を整理し、再掲しており、予算総額は3億7,615万5千円の計上で、前年度と比べ3,846万1千円の増加です。

次に、公営事業会計等の予算の概要を申し上げます。

35ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計です。

歳入歳出予算総額は3億5,311万3千円で、前年度と比べ71万4千円、0.2%

の減となります。歳入の国民健康保険税は6, 193万1千円で332万1千円の減、道  
支出金は2億6, 302万5千円を見込み789万7千円の増となります。歳出では、保  
険給付費が1億8, 725万8千円で1, 478万5千円の増。国民健康保険事業費納付  
金は8, 829万円を見込み、370万8千円の減となります。中段(2)管理運営等の  
状況ですが、年間平均の被保険者数は515人、加入世帯数は317世帯を予定してお  
ります。1世帯当たりの保険税現年度課税額は19万3, 151円で前年度と比べ2万8.  
936円の減額、被保険者一人当たりの保険税現年度調定額は11万8, 891円で、1  
万3, 451円の減額となり、歳入総額に占める国民健康保険税の割合は17, 5%とな  
ります。

36ページを御覧ください。

国民健康保険診療所特別会計です。

歳入歳出予算総額は6億5, 045万1千円で、前年度と比べ、2億5, 576万7千  
円64.8%の増となります。歳入のうち、入院料は1, 314万1千円で、歳入全体の  
2.0%を構成し、外来診察料は7, 806万4千円で、歳入全体の12.0%を構成し  
ます。歳出のうち、診療所業務費は1億6, 296万1千円で、393万4千円の増です。  
投資的経費として、医療技術職員住宅整備事業で1億2, 888万5千円、スプリンクラ  
ー整備事業で9, 330万5千円、診療情報システム整備事業で3, 306万6千円等を  
計上したため、予算規模の大幅な増加となります。中段(2)管理運営等の状況ですが、  
19病床のうち、一日平均の入院患者数は3.0人で、一日平均の外来患者数は54.2  
人を見込んでおります。

(3)繰入金の内訳を御覧ください。

一般会計からの繰入金は、救急医療確保分や不採算地区における診療所運営費等に対  
する繰入れとして2億30万1千円、投資的経費分に対する繰入として2億5, 022万  
5千円、国保直診化に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金5, 592万1千円と合わ  
せ、繰入れ総額は5億644万4千円となり、前年度と比べ2億5, 554万4千円の増  
加となります。

37ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計です。

歳入歳出予算総額は6, 168万7千円で、前年度と比べ1, 095万6千円、21.  
6%の増となります。歳入の後期高齢者医療保険料は、年間平均被保険者343人を見込  
み、2, 224万1千円、254万5千円の増。被保険者一人当たりの年保険料は現年度  
調定分で6万4, 842円となり、7, 084円の増となります。  
歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は5, 067万8千円で、285万9千円の増とな  
ります。

38ページを御覧ください。

介護保険特別会計です。

保険事業勘定につきまして、歳入歳出予算総額は2億4, 922万4千円で、前年度と  
比べ3, 265万8千円、15.1%の増となります。歳入の介護保険料は年間平均の第

1号被保険者数653人で4,420万7千円と見込み、304万9千円の増。被保険者一人当たりの年保険料は、現年度調定分で6万7,673円となり、6,022円の増となります。歳出の保険給付費は1億8,831万6千円で、546万1千円の増となります。

39ページを御覧ください。

介護サービス事業勘定です。

居宅介護及び介護予防に係るケアプラン作成件数は456件を予定しており、歳入歳出予算総額は997万5千円で前年度と比べ、157万5千円、18.8%の増となります。保険事業勘定と介護サービス事業勘定合わせた会計全体の総計は、歳入歳出とも2億5,919万9千円で、3,423万3千円、15.2%の増となります。

40ページを御覧ください。

簡易水道事業会計です。

まずは収益的収支ですが、収入予算総額は5,176万3千円で、前年度と比べ95万円、1.8%の減となります。収入のうち給水収益は、月平均給水戸数を991戸、4,270万7千円と見込み、159万円の減となります。支出予算総額は6,321万3千円で33万9千円、0.5%の減となります。支出のうち、原水及び浄水費は566万3千円で62万9千円の減、配水及び給水費は903万4千円で87万6千円の増となります。また、総係費は2,067万3千円で、178万円の減となり、減価償却費は2,680万1千円で、126万1千円の増となります。次に、資本的収支ですが、収入予算総額は1億575万7千円で、前年度と比べ1,843万7千円、21.1%の増となります。収入のうち、企業債は4,350万円で、簡易水道施設改修事業費の増加により550万円の増。他会計補助金は4,770万2千円で62万8千円の減となります。国庫補助金は、水道施設整備費補助金1,455万5千円の皆増です。支出予算総額は1億1,182万2千円で、前年度と比べ2,950万2千円、35.8%の増となります。支出のうち、原水及び浄水設備建設改良費は3,748万3千円で皆増となり、配水及び給水設備建設改良費は6,407万7千円で、1,197万5千円の減となります。収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総額は、1億5,752万円で、前年度と比べ1,748万7千円、12.5%の増となり、支出総計は1億7,503万5千円で2,916万3千円、20.0%の増となります。

42ページを御覧ください。

下水道事業会計です。

年度末の予定処理戸数は834戸とし、水洗化率は98.8%、合併処理浄化槽設置基数を146基と予定しております。まず収益的収支ですが、収入予算総額は2億429万8千円で前年度に比べ3,816万円、23.0%の増となります。収入のうち、下水道使用料は3,441万1千円と見込み、83万3千円の減となります。他会計補助金は9,351万5千円で、2,039万9千円の増となり、長期前受金戻入は5,977万4千円で203万9千円の増となります。支出予算総額は2億2,730万1千円で、前年度と比べ3,907万円、20.8%の増となります。支出のうち、管渠費は2,687万

6千円で、1,118万9千円の減。処理場費は5,174万6千円で、38万5千円の増となります。また個別排水施設費は1,106万円で、38万3千円の増。総係費は5,328万3千円で、下水道事業に係る各種計画改定業務費の計上により、4,709万1千円の増となり、減価償却費は8,016万8千円で、292万9千円の増となります。次に、資本的収支ですが、収入支出ともに、予算総額は2億5,203万2千円で、前年度と比べ1億846万3千円、30.1%の減となります。収入のうち、企業債は5,390万円で、下水道施設改修事業費の減少により4,190万円の減となります。他会計補助金は1億1,747万9千円で、2,956万6千円の減。国庫補助金は8,050万3千円で、同じく下水道施設改修事業費の減少により3,699万7千円の減となります。支出のうち、管渠建設改良費は1億8,532万3千円で、1,820万7千円の減となり、個別排水施設建設改良費は1,450万円で、82万1千円の増となります。収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総計は4億5,633万円で、前年度と比べ7,030万3千円、13.3%の減となり、支出総計は4億7,933万3千円で、6,939万3千円、12.6%の減となります。

以上、一般会計ほか各会計予算案の概要を申し上げます。

予算審議を通して、議員の皆様からの御意見や御提言を頂くとともに、予算執行につきまして、御理解とお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

議 長 西 澤 裕 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する令和6年度幌延町各会計予算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する令和6年度幌延町各会計予算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩し、特別委員会は、15時55分から始めます。

(16時53分 開 議)

休憩を解いて会議を再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、1時間し、午後6時までといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



異議なしと認めます。

よって本日の会議時間は1時間延長し、午後6時までとすることに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

(16時53分 休 憩)

(17時08分 開 議)

休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の議事日程はすべて終了しました。

これにて散会します。

なお、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労様でした。

(17時08分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 4番 高橋秀之

署名議員 5番 植村 敦

以上、記録する。

事務局次長 藤田秀紀